

令和3年定例会  
環境生活農林水産常任委員会  
説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第161号 みえ県民交流センターの指定管理者の指定について . . . 1

◎ 所管事項説明

- 1 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について . . . 11  
2 「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について . . . . . 29  
3 三重県環境影響評価条例施行規則の改正について . . . . . 31  
4 産業廃棄物税制度の検証について . . . . . 33  
5 RDF焼却・発電事業の総括（原案）について . . . . . 35  
6 産業廃棄物の監視・指導における新たな技術の活用等について . . . . . 45  
7 各種審議会等の審議状況について . . . . . 49

別冊1 三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果（案）

別冊2 RDF焼却・発電事業の総括 中間報告書（原案）

令和3年12月15日  
環境生活部

# 1 議案第 161 号 みえ県民交流センターの指定管理者の指定について

## 1 議案

議案第 161 号 「みえ県民交流センターの指定管理者の指定について」

## 2 指定管理者の指定

環境生活部が所管している公の施設「みえ県民交流センター」について、令和 4 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、みえ県民交流センター条例（平成 13 年三重県条例第 4 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

## 3 対象施設

施設名称 みえ県民交流センター

設置場所 三重県津市羽所町 700 番地アスト津 3 階

## 4 指定管理候補者の名称等

所在地 四日市市萱生町 1200 四日市大学特定非営利活動法人市民社会研究所内

名称 みえ県民交流センター運営委員会

代表者 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター

代表理事 松井 真理子

## 5 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

### (1) 指定管理者の応募状況

令和 3 年 7 月 9 日に指定管理に係る募集要項等を配布し、9 月 6 日から 9 月 17 日まで募集したところ、次の団体から応募申請がありました。

所在地 四日市市萱生町 1200

四日市大学特定非営利活動法人市民社会研究所内

名称 みえ県民交流センター運営委員会

代表者 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター

代表理事 松井 真理子

### (2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

① 選定委員会構成員

委員長 青木 雅生 (三重大学人文学部教授)  
副委員長 先浦 宏紀 (株式会社三十三総研総務部長兼調査部主席研究員)  
委員 秋山 則子 (公募委員)  
委員 川端 郁子 (弁護士)  
委員 黒田 朱里 (公認会計士)

② 審査の経過

令和3年 6月 28日 第1回選定委員会 (審査基準および配点表の作成)  
令和3年 10月 7日 第2回選定委員会 (ヒアリング審査)  
令和3年 10月 20日 第3回選定委員会 (最終審査)

③ 提案内容および審査の概要等

申請団体が提案した主要内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容および審査の概要」のとおりです。

④ 審査結果 (評価点数 2,000 点満点)

みえ県民交流センター運営委員会 (評価点 1,312 点)

⑤ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 四日市市萱生町 1200  
四日市大学特定非営利活動法人市民社会研究所内  
名称 みえ県民交流センター運営委員会  
代表者 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター  
代表理事 松井 真理子

⑥ 選定した理由

みえ県民交流センター指定管理者選定委員会での審査結果である評価点および次の委員意見から総合的に判断し、みえ県民交流センター運営委員会が指定管理候補者に適していると認められるため。

- ・指定管理者としての経験や実績があり、これまで培ってきたノウハウやネットワーク等を活用することで、継続的・安定的な施設運営が期待できる。
- ・これまでの活動等の分析をふまえ、各年度および5年後にめざす姿として明確な目標を掲げており、活動意欲が強く感じられる。
- ・企業との連携強化やソーシャルビジネス支援、調査研究と課題解決に向けた政策対話等の新機軸が示されている。また、みえ災害ボランティア支援センターの運営に関する業務では、具体的かつ計画的な提案がされており評価できる。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、団体がこれまで培ってきた知見やネットワーク等を生かし、社会経済状況の変化に応じた市民活動への支援、多様な主体の参画と協創等を通じた市民活動の発展と地域課題の解決が期待できるほか、県民サービスの向上等を見込んでいます。

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

- ① 県施策への配慮
- ② 情報公開および個人情報保護
- ③ 第三者への再委託の禁止・例外の取扱
- ④ 施設利用者の意見等の反映
- ⑤ リスク分担
- ⑥ 業務計画書の提出
- ⑦ 業務報告書の提出
- ⑧ 事業報告書の提出
- ⑨ 実施状況の調査、指示等

## 9 今後のスケジュール（案）

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和3年12月	指定管理者の指定
令和4年 3月	協定書の締結
4月	指定管理者による施設管理の開始



提案内容および審査の概要

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点	
				みえ県民交流センター運営委員会	評価点
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。					
① 管理運営の総合的な基本方針	施設運営にかかる基本方針と、5年間の方向性（ビジョン）が明確になっているか。	施設運営の基本的な方向性（運営方針） ・県における市民活動の拠点として、市民活動に関する情報の受発信や、専門的、先進的、広域的、補完的な支援を行うことでNPO等の基盤・機能強化を図るとともに、市民活動を行う団体、個人等多様な主体の交流や協創を促進することで、市民活動の発展と地域課題の解決を目指すこと。 ・また、国際化推進の拠点として、国際化に関する情報の収集および提供を行うとともに、国際化を推進する活動の支援を行うこと。 ・企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）の確立、グリーン購入や省エネルギー等環境管理の推進等に向けた取組を行うこと。	40点×5人 =200点	施設運営の基本的な方向性（運営方針） ・地域の市民活動センターとして、県内外の市民活動センターや中間支援団体、企業、行政等と連携し、県内のNPOや市民活動の支援を行い、市民活動の発展を目指します。 ・県内外の市民活動に関する情報を収集・発信して情報のキーステーションの役割を果たします。 ・三重県の国際化の進展を図るため、「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、国籍や民族が異なる人々がお互いの文化の違いを認め合い、尊重する多文化共生社会づくり、国際貢献、交流活動の発展をめざし、総合的拠点としての役割を果たします。 ・県行政をはじめ、多様な主体との協働に積極的に取り組みます。 ・さまざま利用者の立場に立って、誰もが利用しやすい快適な施設づくりを目指します。特に「新しい日常」への対応と、地域のどの地域からも等しく事業に参加できるよう、オンライン環境の整備に努めます。 ・利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実など県民サービスの向上を図ります。 ・効率的・効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めます。 ・センター利用に関する基本的な条件、管理運営の基本を遵守し、適正に管理します。 ・みえ県民交流センター条例、みえ県民カビジョン、三重県多文化共生社会づくり指針など、関係する法令・計画を遵守するとともに、すべての法規・基準を遵守します。	142点
② 利用者の公平、公正な利用	基本方針が利用の平等性の観点から適切か。  事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか。				
③ 企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理・コンプライアンス（法令遵守）・環境配慮への対応は適切か。				
2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。					
① 施設、機器、備品等の効率的で安定的な維持管理	施設、機器、備品等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか。	① 施設の維持管理に関する業務 ・施設・設備、貸与備品、機器等の更新や修繕等が適切で安定的に行われ、利便性向上、機能強化を行うこと。 ② 危機管理体制の整備 ・災害および事故等の不測の事態（緊急事態等）を想定した危機管理体制の整備および危機管理マニュアルを点検整備するとともに、緊急事態等を想定した訓練を定期的に行うこと。	70点×5人 =350点	① 施設の維持管理に関する業務 ・センターの施設、機器、備品については、常に点検整備を行い、利用者の皆様に良好な状態で利用していただけるように努めます。 ② 危機管理体制の整備 (ア) 危機管理マニュアルを作成し、県に提出します。消防署等関係機関からマニュアル改善の助言や指導があった場合は、直ちに改善します。 (イ) 災害時にも連絡が取れるよう電話だけではなくメールやSNSを活用した緊急連絡網を作成します。 (ウ) スタッフ会議などで定期的にアスト防災センター、駅前交番、消防署への連絡方法の確認をします。 (エ) 県への報告手順を作成します。 (オ) 研修や訓練を実施します。 ・救命救急または防犯研修の実施（年1回） ・アスト津消防計画に沿った消防訓練 ・避難誘導訓練	228点
② 危機管理体制や緊急時の対応	緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか。  研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか。				

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点	
				みえ県民交流センター運営委員会	評価点
③ 利用者の安全確保対策	<p>利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか。</p> <p>危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見やその措置は適切な提案がなされているか。</p>	<p>③ 利用者の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の安全確保のため、事故防止対策を講じるとともに、危険および破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行うこと。</li> </ul>		<p>③ 利用者の安全確保</p> <p>(ア) 利用者の安全確保 来館者へのあいさつや、長時間滞在する方への声掛けをし、常に利用者の安全の確保に配慮し、目配りをします。</p> <p>(イ) 事故防止策と対応策 施設、機器、備品等の点検を行い、利用者の安全確保に努めます。機器・備品をリスト化し、定期的に安全性のチェックを行い、記録に残し、スタッフ会議で備品の破損状況を共有します。</p> <p>(ウ) 危険箇所の早期発見 施設内を定期的に巡回し、危険箇所の早期発見に努め、危険箇所について発見後すぐに上長へ報告をし、貼り紙やホームページ・SNS等で、早急に利用者へ伝えます。</p> <p>(エ) 利用者への広報 ご意見箱を設置し、利用者の意見を伺いながら、みんなが気持ちよく利用できるように他の利用者に対する配慮を促す広報を行います。</p> <p>(オ) 保険等への加入 施設賠償保険に加入して、万が一に備えます。</p>	
④ 個人情報保護対策	<p>個人情報保護に関して、チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか。</p> <p>個人情報保護に関して、職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか。</p>	<p>④ 個人情報保護、情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三重県個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関して知りえた情報を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。</li> <li>三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備するなど、情報公開に対応すること。</li> </ul>		<p>④ 個人情報保護、情報公開</p> <p>(ア) 個人情報保護方針を策定し、方針、利用目的、苦情窓口等をホームページ上で公表します。</p> <p>(イ) 組織内に情報管理責任者を設置します。さらにスタッフに対し個人情報保護の重要性を徹底させます。</p> <p>(ウ) 内・外部と接続するネットワークシステムは、最新のセキュリティシステムを導入します。</p> <p>(エ) 講座等の参加者名簿については、講座目的以外に使用しないよう十分に配慮した運用を徹底します。</p>	
3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることが出来るものであること。					
① 施設等の利用	<p>利用者対応、センター内の情報の活用、日常の管理業務等に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか。</p> <p>利用料金の設定、收受、減免等の方法に関し、適切な提案がなされているか。</p>	<p>① 施設等の利用に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センターの案内パンフレットを作成・常備し、利用者等からの問い合わせへの対応、施設の案内等を行うこと。</li> <li>センター内の整理整頓、定期刊行物の入れ替え、館内の温度管理、トイレ等の安全確認、開館・閉館時のセキュリティ管理、日常の管理業務を実施すること。</li> <li>センター条例第15条に基づき、センターの利用の許可に関する業務を行うとともに、センター条例第19条に基づき、利用料金の收受に関する業務を行うこと。なお、センターの利用予約・空き状況の確認については、ホームページ上で行えるよう環境を整備すること。</li> <li>センターに適切なフリーWi-Fi環境を設置するとともに、市民活動団体がオンラインを活用した安定的な活動を行えるよう別途適切なオンライン環境を整備し、そのサポートを行うこと。</li> </ul>	200点×5人 =1,000点	<p>① 施設等の利用に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センターの総合案内として、パンフレットを作成すると共に、スタッフが利用者を常に温かく迎え、市民目線の親切な対応を行います。</li> <li>利用者が気持ちよく利用できるよう、施設内の整理整頓、定期刊行物の入れ替え、館内の温度管理、開館・閉館時のセキュリティ管理等、公設のセンターとして、適正な管理に努めます。</li> <li>施設等の利用許可については、利用者の利便性を考慮し、センター条例第15条に則り、行います。また利用料金の收受についてもセンター条例第19条に基づき收受を行います。</li> <li>センターの利用予約・空き状況の確認については、ホームページ上で行えるよう検討を行うとともに、センターのオンライン環境整備し、利用者が快適にオンライン会議等を行うことができるよう努めます。</li> </ul>	652点

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点																											
				みえ県民交流センター運営委員会	評価点																										
② 市民活動促進および国際化の推進	市民活動促進のための取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか。	② 市民活動促進および国際化の推進のための業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の自発的な社会貢献活動への理解の浸透、参加促進を図るとともに、市民活動団体の育成・基盤強化を図り、市民活動の促進に取り組むこと。（自主企画を年3回以上行うこと。）</li> <li>・県民の多文化共生づくり、国際貢献・交流への理解の浸透、参加促進を図るとともに、それを推進する団体・人材育成を図り国際化の推進に取り組むこと。（自主企画を年3回以上行うこと。）</li> </ul>		② 市民活動促進および国際化の推進のための業務																											
	国際化の推進のための取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> <th>回数等(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民応援NPOプロジェクト</td> <td>県内のNPO法人等から骨太の社会課題解決プロジェクトを公募し、公開プレゼンテーションにより選定された事業を県民ぐるみ(企業も含む)で応援する。みえ市民活動ボランティアセンターはソーシャルビジネス支援を含む伴走支援を行う。</td> <td>3件以上</td> </tr> <tr> <td>協創シンポジウム</td> <td>・県民応援NPOプロジェクトの県民に対する成果報告 ・多様なセクターによる市民活動の意義を確認するシンポジウム</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>NPOグレードアップセミナー</td> <td>県内のNPO法人等にとって重要な、時代の動きに即応したテーマについて講座を行う。</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>未来のアクティブ・シチズン講座</td> <td>市町、中間支援団体と連携し、小学校～大学において講座等を行う。 ・地域のNPO等の活動への参加 ・市民活動とSDGsに関する講座</td> <td>3校以上</td> </tr> <tr> <td>市民活動NPO月間</td> <td>県内全域の市町・中間支援団体等と連携し、集中的に広報・啓発を行うことにより、県民の市民活動に対する理解を深め、参加につなげる。</td> <td>1か月間(12月)</td> </tr> <tr> <td>地域コミュニティ組織等との連携</td> <td>各自治体で設置されている「まちづくり協議会」等の地域コミュニティ組織や、コープみえの組合員等、草の根の市民活動との連携を図る。</td> <td>令和8年度に係りが構築されるよう取り組む。</td> </tr> <tr> <td>市民活動に関する調査と政策対話</td> <td>市民活動に関する基礎的な調査を行い、科学的な展開をするとともに、明らかになった課題について関係者と政策対話を行い、課題の共有と解決を図る。</td> <td>調査2回以上 政策対話1回</td> </tr> <tr> <td>グローバル市民講座</td> <td>NGO等と連携し、世界情勢や世界の市民活動等について学ぶ講座を行う。</td> <td>合わせて</td> </tr> <tr> <td>多文化共生深掘り講座</td> <td>三重県国際交流財団と連携し、地域における多文化共生の課題について、在住外国人も交えた課題解決に向けた講座を行う。</td> <td>3回以上</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内容	回数等(年間)	県民応援NPOプロジェクト	県内のNPO法人等から骨太の社会課題解決プロジェクトを公募し、公開プレゼンテーションにより選定された事業を県民ぐるみ(企業も含む)で応援する。みえ市民活動ボランティアセンターはソーシャルビジネス支援を含む伴走支援を行う。	3件以上	協創シンポジウム	・県民応援NPOプロジェクトの県民に対する成果報告 ・多様なセクターによる市民活動の意義を確認するシンポジウム	1回	NPOグレードアップセミナー	県内のNPO法人等にとって重要な、時代の動きに即応したテーマについて講座を行う。	2回	未来のアクティブ・シチズン講座	市町、中間支援団体と連携し、小学校～大学において講座等を行う。 ・地域のNPO等の活動への参加 ・市民活動とSDGsに関する講座	3校以上	市民活動NPO月間	県内全域の市町・中間支援団体等と連携し、集中的に広報・啓発を行うことにより、県民の市民活動に対する理解を深め、参加につなげる。	1か月間(12月)	地域コミュニティ組織等との連携	各自治体で設置されている「まちづくり協議会」等の地域コミュニティ組織や、コープみえの組合員等、草の根の市民活動との連携を図る。	令和8年度に係りが構築されるよう取り組む。	市民活動に関する調査と政策対話	市民活動に関する基礎的な調査を行い、科学的な展開をするとともに、明らかになった課題について関係者と政策対話を行い、課題の共有と解決を図る。	調査2回以上 政策対話1回	グローバル市民講座	NGO等と連携し、世界情勢や世界の市民活動等について学ぶ講座を行う。	合わせて
事業名	内容	回数等(年間)																													
県民応援NPOプロジェクト	県内のNPO法人等から骨太の社会課題解決プロジェクトを公募し、公開プレゼンテーションにより選定された事業を県民ぐるみ(企業も含む)で応援する。みえ市民活動ボランティアセンターはソーシャルビジネス支援を含む伴走支援を行う。	3件以上																													
協創シンポジウム	・県民応援NPOプロジェクトの県民に対する成果報告 ・多様なセクターによる市民活動の意義を確認するシンポジウム	1回																													
NPOグレードアップセミナー	県内のNPO法人等にとって重要な、時代の動きに即応したテーマについて講座を行う。	2回																													
未来のアクティブ・シチズン講座	市町、中間支援団体と連携し、小学校～大学において講座等を行う。 ・地域のNPO等の活動への参加 ・市民活動とSDGsに関する講座	3校以上																													
市民活動NPO月間	県内全域の市町・中間支援団体等と連携し、集中的に広報・啓発を行うことにより、県民の市民活動に対する理解を深め、参加につなげる。	1か月間(12月)																													
地域コミュニティ組織等との連携	各自治体で設置されている「まちづくり協議会」等の地域コミュニティ組織や、コープみえの組合員等、草の根の市民活動との連携を図る。	令和8年度に係りが構築されるよう取り組む。																													
市民活動に関する調査と政策対話	市民活動に関する基礎的な調査を行い、科学的な展開をするとともに、明らかになった課題について関係者と政策対話を行い、課題の共有と解決を図る。	調査2回以上 政策対話1回																													
グローバル市民講座	NGO等と連携し、世界情勢や世界の市民活動等について学ぶ講座を行う。	合わせて																													
多文化共生深掘り講座	三重県国際交流財団と連携し、地域における多文化共生の課題について、在住外国人も交えた課題解決に向けた講座を行う。	3回以上																													
③ 市民活動・国際化推進に関する情報の受発信	ホームページ等の設置および管理運営に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか。  ウェブマガジンの発行および発信に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか。  団体情報データ調査・活用に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか。	③ 市民活動・国際化推進に関する情報の受発信に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに関するホームページやSNSを開設し、1日1回以上市民活動・国際化推進に関する効果的な情報を発信すること。</li> <li>・県内の市民活動、企業の社会貢献活動、多文化共生づくり等に関する情報を収集し、ウェブマガジン「READER」をホームページ上にて年6回以上発行すること。</li> <li>・県内の市民活動団体の情報を年1回以上、収集・更新し市民活動・NPO団体情報データベースとしてホームページに掲載し、県民の市民活動参画や、団体間の交流・協働を図ること。</li> </ul>		③ 市民活動・国際化推進に関する情報の受発信に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに関するホームページやSNSを開設し、1日1回以上、市民活動・国際化推進等に関する情報を発信します。</li> <li>・県内の市民活動、企業の社会貢献活動、多文化共生づくり等に関する情報を収集し、ウェブマガジン「READER」をホームページ上にて2か月に1回発行します。</li> <li>・県内の市民活動団体の情報を年1回、収集・更新し市民活動・NPO団体情報データベース「Mナビ」としてホームページに掲載し、県民に広く共有を行います。</li> </ul>																											



審査基準		県が求めた水準		配点	主な提案内容と評価点		
					みえ県民交流センター運営委員会		評価点
④ 中間支援団体等の機能向上・連携交流	中間支援団体等が実施する事業に対する支援に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか。	④ 中間支援団体等の機能向上・連携交流に関する業務 ・ 地域のセンターとして、県内各地の中間支援団体等が地域の市民活動団体の基盤や機能を強化できるよう取り組むこと。 ・ 中間支援団体等が実施する事業の企画・立案・実施を支援すること。 ・ 中間支援団体等が個別の市民活動団体に実施する支援を支援すること。 ・ 中間支援団体等の人材育成・活動基盤強化を支援すること。 ・ 県内外の中間支援団体間や、県内外の市民活動センター、社会福祉協議会、大学、企業等との交流、情報交換・共有の場づくりを行うこと。	④	④ 中間支援団体等の機能向上・連携交流に関する業務			
	中間支援団体等が実施するNPO支援に対する支援に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか。			事業名	内容	回数等(年間)	
	中間支援団体等の人材育成・中間支援団体等の活動基盤強化に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか。			市町の市民活動の支援	(ア) オンライン出張相談 (イ) 県センター事業のオンラインによる共有 (ウ) 中間支援団体連絡会 (エ) 市町や市民活動センターの事業調査と情報共有	(ア) 1回以上 (イ) 事業ごと (ウ) 1回 (エ) 1回	
⑤ みえ災害ボランティア支援センターの運営	平時、発災時の連携や取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか。	⑤ みえ災害ボランティア支援センターの運営に関する業務 ・ 平時から、みえ災害ボランティア支援センターの構成員として、他の構成員と協働を行い、災害時に支援活動が行えるNPOやボランティア団体等の発掘、情報提供、セミナー開催、意見交換等を通して、顔の見える関係づくり・強化を図ること。 ・ 県内外で大規模災害が発生してみえ災害ボランティア支援センターが設置された場合は、地域のセンターとして役割を担うこと。なお、この役割を担うことにより、指定管理者が行う他の業務水準を変更する必要がある場合は、県と協議すること。	⑤	⑤ みえ災害ボランティア支援センターの運営に関する業務 (ア) 平時 ・ 市民活動センター等を通じた支援のネットワーク化と職員の研修を実施します。 (イ) 発災時 ・ みえ災害ボランティア支援センター幹事会、臨時会に出席し、災害時におけるみえ災害ボランティア支援センターの設置および運営に携わります。 ・ 地域の中間支援団体等と連携して、みえ災害ボランティア支援センターで検討されたことなどの情報発信、県内の各地域にある中間支援団体が把握する災害ボランティアや市民活動団体等の災害への取組の情報収集や発信を行います。 ・ ボランティアや様々な活動をしているNPO、企業等をマッチングすることで支援がよりよく行われる状況であれば、県内各地域の中間支援団体等と連携して、コーディネートを行います。 ・ 災害の状況に応じた県内各地域の中間支援およびボランティア団体・NPOの災害支援への取組に対しての協力、情報共有等を適宜、適切に行います。			
⑥ 災害支援団体等との連携による受援力の強化	災害支援団体等との連携に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか。	⑥ 災害支援団体等との連携による受援力の強化業務 ・ 災害時に行政、社会福祉協議会、NPO等が連携して効果的な支援、受援がなされるよう、災害時に必要とされるニーズを満たせるNPOとの顔の見える関係づくりを行うこと。(自主企画を年1回以上行うこと。)	⑥	⑥ 災害支援団体等との連携による受援力の強化業務 ・ 災害時に支援活動が行えるNPO・ボランティア団体等のネットワーク化と地域との関係強化を通じて、全県的な災害対応ネットワークの構築を行い、各地域および全県的な受援力強化を図ります。 ・ 県外の災害支援団体や災害支援NPOネットワークとの関係を強化します。			
⑦ 企業等との協働の推進に係る業務	企業等との協働の推進のための取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか。	⑦ 企業等との協働の推進に係る業務 ・ ノウハウ、ヒト、モノ、カネを持つ企業等や、スキルやノウハウを持つ従業員等が、地域社会に貢献できるよう取り組むこと。	⑦	⑦ 企業等との協働の推進に係る業務			
				事業名	内容	回数等(累計)	
				企業とNPOのSDGsプラットフォームの構築	NPOの企業に対するニーズ(資金、プロボノ、物品、障害者の仕事の発注、NPOの物品購入等)を掲載したWEBサイトを作成し、企業団体を通じて企業への周知を図り、NPOと企業のマッチングを行う。	令和4年度 5件 令和5年度 15件 令和6年度 30件 令和7年度 50件 令和8年度 80件	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点																																																													
				みえ県民交流センター運営委員会	評価点																																																												
⑧ 利用者のサービス向上への取組	利用者のサービス向上につながるような独自の提案がなされているか。	⑧ 利用者のサービス向上、センターの魅力向上につながる業務 ・利用者の意見・要望の把握と、管理運営への反映体制を整備すること。 ・センターの多様な活用方法や、機能向上を図るとともに、利便性やそうした機能等の魅力をアピールし、利用者の獲得、交流・協創につながる取組を行うこと。  ⑨ 指定期間を通じて達成すべき成果目標 (ア) センター来館者数 毎年度 63,000 人以上 (イ) オンラインを活用したNPOの割合 毎年度 80%以上 (ウ) 事業参加者の満足度 毎年度 85%以上 ・県が示す成果目標以外に指定管理者が独自に定める成果目標、数値目標を提案すること。 ・センター職員の人材育成に努め、地域のセンターとして、専門的、先進的、広域的、補完的な支援を行うこと。	⑧ 利用者のサービス向上、センターの魅力向上につながる業務 ・センター内で、フェアトレードやエシカル商品、福祉作業所が生産・製造している商品を販売します。センター利用者と生産者、販売者とのコミュニケーションの場や、市民活動団体・NPOとの出会いや交流の機会をつくり、センター利用者を増やします。 ・現在、みえNPOネットワークセンターが実施している「コーヒー寄付金」を継続します。  【成果目標】 ・センター来館者数 毎年度 63,000 人以上 ・オンラインを活用したNPOの割合 毎年度 80%以上 ・事業参加者の満足度 毎年度 85%以上 【独自目標】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民応援NPOプロジェクト事業参加団体数</td> <td>3 団体以上</td> <td>6 団体以上 (累計)</td> <td>9 団体以上 (累計)</td> <td>12 団体以上 (累計)</td> <td>15 団体以上 (累計)</td> </tr> <tr> <td>ソーシャルビジネス支援への満足度</td> <td>60%以上</td> <td>70%以上</td> <td>80%以上</td> <td>85%以上</td> <td>90%以上</td> </tr> <tr> <td>企業とNPOのマッチング件数</td> <td>5 件以上</td> <td>15 件以上 (累計)</td> <td>30 件以上 (累計)</td> <td>50 件以上 (累計)</td> <td>80 件以上 (累計)</td> </tr> <tr> <td>県内学校との連携</td> <td>3 校以上</td> <td>6 校以上 (累計)</td> <td>9 校以上 (累計)</td> <td>12 校以上 (累計)</td> <td>15 校以上 (累計)</td> </tr> <tr> <td>県民のNPOの認知度</td> <td>調査のみ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>令和4年度比 50%増</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	県民応援NPOプロジェクト事業参加団体数	3 団体以上	6 団体以上 (累計)	9 団体以上 (累計)	12 団体以上 (累計)	15 団体以上 (累計)	ソーシャルビジネス支援への満足度	60%以上	70%以上	80%以上	85%以上	90%以上	企業とNPOのマッチング件数	5 件以上	15 件以上 (累計)	30 件以上 (累計)	50 件以上 (累計)	80 件以上 (累計)	県内学校との連携	3 校以上	6 校以上 (累計)	9 校以上 (累計)	12 校以上 (累計)	15 校以上 (累計)	県民のNPOの認知度	調査のみ				令和4年度比 50%増																									
年 度	令和4年度				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																									
県民応援NPOプロジェクト事業参加団体数	3 団体以上				6 団体以上 (累計)	9 団体以上 (累計)	12 団体以上 (累計)	15 団体以上 (累計)																																																									
ソーシャルビジネス支援への満足度	60%以上	70%以上	80%以上	85%以上	90%以上																																																												
企業とNPOのマッチング件数	5 件以上	15 件以上 (累計)	30 件以上 (累計)	50 件以上 (累計)	80 件以上 (累計)																																																												
県内学校との連携	3 校以上	6 校以上 (累計)	9 校以上 (累計)	12 校以上 (累計)	15 校以上 (累計)																																																												
県民のNPOの認知度	調査のみ				令和4年度比 50%増																																																												
⑨ 成果目標	施設の稼働率や魅力などを高めるための具体的な提案がなされているか。  利用者の声の把握および反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか。 成果目標を達成するための具体的な方策が提案されているか。  提案された達成すべき成果目標は、具体的に適切な提案がなされているか。																																																																
⑩ 総合評価	当該指定管理業務について、業務の趣旨を理解し、専門性、先進性、広域性、補完性を満たす提案がなされているか。																																																																
4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。																																																																	
① 収支計画の積算の考え方	収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか。  提案された事業が十分実施できる計画となっているか。	指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（指定管理料）の総額は、次に示す額を上限とする。  指定管理料の総額 132,415 千円以内（5年間） （消費税および地方消費税を含む。） （内訳） 令和4年度 26,483 千円 令和5年度 26,483 千円 令和6年度 26,483 千円 令和7年度 26,483 千円 令和8年度 26,483 千円	30点×5人 =150点	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">収 支 計 画 (千円)</th> </tr> <tr> <th>年 度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理料</td> <td>26,483</td> <td>26,483</td> <td>26,483</td> <td>26,483</td> <td>26,483</td> </tr> <tr> <td>利用料等収入</td> <td>2,367</td> <td>2,717</td> <td>2,917</td> <td>3,117</td> <td>3,317</td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>28,850</td> <td>29,200</td> <td>29,400</td> <td>29,600</td> <td>29,800</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>25,890</td> <td>26,240</td> <td>26,440</td> <td>26,640</td> <td>26,840</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>予備費</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td>28,850</td> <td>29,200</td> <td>29,400</td> <td>29,600</td> <td>29,800</td> </tr> </tbody> </table>	収 支 計 画 (千円)						年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	指定管理料	26,483	26,483	26,483	26,483	26,483	利用料等収入	2,367	2,717	2,917	3,117	3,317	収入合計	28,850	29,200	29,400	29,600	29,800	事業費	25,890	26,240	26,440	26,640	26,840	管理費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	予備費	160	160	160	160	160	租税公課	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	支出合計	28,850	29,200	29,400	29,600	29,800	92点
収 支 計 画 (千円)																																																																	
年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																												
指定管理料	26,483	26,483	26,483	26,483	26,483																																																												
利用料等収入	2,367	2,717	2,917	3,117	3,317																																																												
収入合計	28,850	29,200	29,400	29,600	29,800																																																												
事業費	25,890	26,240	26,440	26,640	26,840																																																												
管理費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300																																																												
予備費	160	160	160	160	160																																																												
租税公課	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500																																																												
支出合計	28,850	29,200	29,400	29,600	29,800																																																												
② コスト削減の考え方	実効性がありかつ創意工夫がある経費の節減方策が提案されているか。																																																																

【議案補充説明】

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容と評価点																
			みえ県民交流センター運営委員会	評価点															
5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること。																			
<p>① 法人等の財政的基盤 施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか。</p> <p>② 法人等の組織体制、勤務体制 事業計画書に沿った管理運営を実施するための人員の確保は適切であるか。 事業計画書に沿った管理運営を実施するための組織体制や責任体制は適切であるか。 提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制となっているか。</p> <p>③ 人材育成方針、研修計画 正規職員の人材育成につながる方針となっているか。 全職員に対し業務に必要な研修があるか。</p>	<p>① 法人等の財政的基盤 ・管理運営の業務が適切であるかについて、チェック体制を確立すること。</p> <p>② 法人等の組織体制、勤務体制 ・センターに、責任者としてセンター長を配置するとともに、センターの管理運営に必要な人員を配置すること。なお、職員には、ホームページの更新およびメンテナンス、センターのオンライン環境の整備・サポートを行う能力を有する者を1名以上含め、センターのホームページやオンライン環境が常時適切に維持される体制をとること。</p> <p>③ 人材育成方針、研修計画 ・サービスの向上を図るため、職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう職員の資質向上や能力開発のための研修を計画的に行い、人材育成に努めること。また、公の施設の管理者として必要な人権研修、防災研修、救急救命研修等を定期的に行うこと。</p>	60点×5人 =300点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態</th> <th>形態</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センター長（1名）</td> <td>常勤</td> <td>センター業務統括</td> </tr> <tr> <td>副センター長（1名）</td> <td>常勤</td> <td>事業統括 施設管理・運営</td> </tr> <tr> <td>正職員（2名）</td> <td>常勤</td> <td>事業担当 施設管理・運営 情報担当</td> </tr> <tr> <td>パート職員（4名）</td> <td>非常勤</td> <td>施設管理・運営 総務・経理 事業サポート</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用者に対して平等かつ温かい対応を行います。 ・地域のセンターを担うふさわしい人材育成（市民活動・国際交流に関する研修、人権研修等）を行います。</p>	雇用形態	形態	業務内容	センター長（1名）	常勤	センター業務統括	副センター長（1名）	常勤	事業統括 施設管理・運営	正職員（2名）	常勤	事業担当 施設管理・運営 情報担当	パート職員（4名）	非常勤	施設管理・運営 総務・経理 事業サポート	198点
雇用形態	形態	業務内容																	
センター長（1名）	常勤	センター業務統括																	
副センター長（1名）	常勤	事業統括 施設管理・運営																	
正職員（2名）	常勤	事業担当 施設管理・運営 情報担当																	
パート職員（4名）	非常勤	施設管理・運営 総務・経理 事業サポート																	
総合審査結果		2,000点		1,312点															

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	<p>団体名 みえ県民交流センター運営委員会</p> <p>代表者 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井 真理子</p> <p>所在地 三重県四日市市萱生町1200 四日市大学特定非営利活動法人市民社会研究所内</p>
選定委員会の講評	<p>○指定管理者としての経験や実績があり、これまで培ってきたノウハウやネットワーク等を活用することで、継続的・安定的な施設運営が期待できる。</p> <p>○これまでの活動等の分析をふまえ、各年度および5年後にめざす姿として明確な目標を掲げており、活動意欲が強く感じられる。</p> <p>○企業との連携強化やソーシャルビジネス支援、調査研究と課題解決に向けた政策対話等の新機軸が示されている。また、みえ災害ボランティア支援センターの運営に関する業務では、具体的かつ計画的な提案がされており評価できる。</p> <p>○みえ県民交流センターが市民活動とともに国際化推進の拠点であることをふまえ、より一層の国際化推進が図られるよう、関係団体と連携を行い取組の強化に努められたい。</p> <p>○多様化、複雑化する地域課題に対応し、多くの事業を効率的、効果的、かつ着実に実施するため、中間支援団体の支援の充実、職員の人材育成、事業の検証等に努められたい。</p> <p>○県全域のセンターとして、各地域の特性や事情等に十分配慮して、全県的な活動の展開を期待する。</p>

## 1 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について

### 1 設置の経緯

高等学校の生徒募集定員については、高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会（以下「部会」という。）が平成30年2月に提言としてまとめた「平成33（令和3）年度までの募集定員の公私比率等について」（別紙、以下「現提言」という。）をふまえ、年度ごとに公立高等学校協議会（以下「公私協」という。）で協議を行い策定しています。

現提言では、「平成34（令和4）年度以降の公私比率等の方向性については、平成33（令和3）年度までの募集定員や中学生の進路状況、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化が図られているか等の観点から検証したうえで、改めて検討する必要があります。」とされていることから、令和3年3月に部会（学識経験者、企業関係者、県PTA連合会代表、私立学校保護者会代表、市町教育委員会代表、公立中学校長代表、公立中学校教員代表、私立中学校教員代表、私立学校設置者代表、県立高等学校長代表、私立高等学校長代表）を改めて設置し、令和5年度から令和9年度までの公私比率等のあり方について検討を行っています。

### 2 令和3年度までの募集定員と進学動向について

現提言をふまえて募集定員を策定し、令和3年度の県内全日制高校の総募集定員は14,315人で、平成30年度に比べ1,585人（県立1,480人、私立105人）減少し、公私比率は、平成30年度の77.3:23.1から令和3年度には75.6:25.0（県立▲1.7:私立+1.9）となりました。

全日制高校への進学率は年々低下しており、令和3年度は88.9%で平成30年度の89.8%と比べて0.9ポイント低くなりました。一方で、通信制高校への進学率は、同じ期間で3.5%から4.9%へと1.4ポイント上昇しました。定時制高校と高等専門学校への進学率については、大きな変化がみられませんでした。また、県外の全日制高校への進学率についても、2.5%程度で大きな変化はみられませんでした。

### 3 部会の開催状況について

これまでに部会を4回（3月15日、6月28日、8月30日、11月5日）開催し、現提言をふまえた平成31年度から令和3年度までの募集定員や公私比率、学校の特色化・魅力化の状況について検証を行った後、今後の公私比率等のあり方について、全国の状況も参考にしながら協議を行っています。主な意見は次のとおりです。

(協議全般について)

- ・三重の子どもたちのためにどのような教育がよいのか、県民の理解が得られるよう公私ともに建設的な議論をしなければならない。
- ・現代社会はニーズが多様で変化が速いので、長期的な方向性のみにはばられず、短期的視点も大切にしながら検討すべきである。
- ・私立の広域通信制高校は、子どもたちのニーズに合わせ、ICTを活用した教育活動等により人気が高まっている。今後、全日制高校は対面の教育活動を強みとし、特色ある取組により学校の魅力を高めていくことが必要である。

(募集定員の策定について)

- ・募集定員は、子どもたちの希望が反映されている進路希望調査をふまえて策定することが大切である。
- ・総募集定員が大きいと、いずれかの学校で定員を充足できない状況が起こるので、総募集定員を実際の入学者数に近づけるとともに、地域のバランスも考慮することが必要である。

(公私比率について)

- ・公私の担うべき役割がそれぞれあることから、生徒の多様な進路の保障を大切にしながら、数値だけでなく実態を見て検討すべきである。
- ・県立と同じ比率で私学の定員を減じていくと、経営に影響が及ぶ。また、生徒急増期に私学が生徒の進路保障に貢献してきたことにも配慮してほしい。公教育においても、民間ができることは民間に任せるといった考え方があってもよいのではないか。
- ・公私比率の設定方法について、従来と同じ枠組を続けていくのか、あるいは他の定め方があるのか、全国の状況も参考にして考えていくべきである。
- ・令和2年度からの私立高校授業料の実質無償化など、保護者の経済的負担の状況もふまえる必要がある。
- ・地域によって公私比率が異なるが、それぞれの地域で、地域に根差した教育が進められていることに配慮してほしい。
- ・公私のどちらか一方が定員減をするのではなく、県民の理解が得られるよう、公私双方が可能な範囲で対応をしていくことが大切である。

(県立高校の再募集について)

- ・新年度となる直前に、県立高校の再募集に合格した生徒が私立高校の入学を辞退することは、私学にとって学校運営上厳しいことを理解してほしい。
- ・再募集の検討にあたっては、県立のみに設置されている学科を志望する生徒、経済的理由がある生徒、遠方から通学することになる生徒などに配慮すべきである。

#### 4 令和9年度までの方向性について

これまでの協議をふまえ、次の点については、引き続き令和9年度までの次期提言の方向性としていくことが確認されました。

- ・中学生の進路を保障することを重視し、県民の理解が得られるように策定する。
- ・公私で多様な選択肢の維持・充実が図られるように策定する。
- ・中学校卒業者の増減や進路状況に応じて、年度ごとに公私協で協議して策定するとともに、新型コロナウイルス感染症など予測できない状況が起こった場合にも柔軟な対応ができるようにする。
- ・県立高校と私立高校は、ともに公教育を担い、県立高校は活性化計画に基づき、私立高校は建学の精神に基づいて、切磋琢磨しながら一層の特色化・魅力化を図り、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えていくことが必要である。

#### 5 今後の進め方

これまでの意見をふまえ、引き続き部会を開催して令和9年度までの公私比率等のあり方について協議し、部会として方向性をとりまとめて、令和4年3月に開催予定の公私協に報告します。

# 平成33年度までの募集定員の公私比率等について

平成30年2月13日

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会（以下「部会」）は、平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定にかかる検証及び平成33年度までの公私比率等についての検討を行いました。ここに、そのまとめを、三重県公立高等学校協議会（以下「公私協」）に提言します。

## 1 経緯

募集定員の公私比率等については、本県の募集定員が大きく減少することが予想されたことから、平成25年6月、公私協のもとに、部会を設置して、平成33年3月までの中学校卒業生数の減少を見すえて協議し、平成25年12月に中長期的な方向性を「今後の高等学校生徒募集定員における公私比率等について」（以下「提言」）としてまとめました。

提言の主な内容は次のとおりです。

### 1 県立高校と私立高校の役割

県立高校と私立高校は、ともに公教育を担い、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えるため双方がその役割を果たしている。

県立高校 = 県内の広域にわたり学校を設置し、教育サービスを保護者負担の面で受けやすくすること等により教育を受ける機会を保障するとともに、普通科のほか専門学科や総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。

私立高校 = 設置者独自の建学の精神に基づき、県立高校にはない特色ある教育活動を展開したり、併設中学校と中高一貫教育を実施したりするなど、個性豊かな教育活動を展開している。

### 2 特色化・魅力化の必要性

中学校卒業生数が今後大きく減少することが見込まれ、高等学校生徒募集定員も減じていかなければならない状況にある中で、県立高校と私立高校は互いに切磋琢磨し、また協力して、一層の特色化・魅力化を図っていくことが求められる。

### 3 公私比率等の中長期的な方向性

今後の生徒募集定員の公私比率等については、将来的な比率を確定的に定めるものではないが、県立高校と私立高校の設置状況や中学校卒業生の増減及び進学状況等が地域によって異なることから、地域ごとに方向性を明らかにする必要がある。

#### ① 桑名・四日市、鈴鹿・津地域

県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなるよう募集定員を策定する

#### ② 松阪地域、伊勢地域、伊賀地域、尾鷲・熊野地域

県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように募集定員を策定する。

なお、いずれの地域においても少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、中学生等の進路を保障するという観点を重視して募集定員の策定を進めること、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化が進められるよう公私双方が努力することが求められる。

### 4 高等学校生徒募集定員の策定

県立高校及び私立高校の生徒募集定員については、将来的な公私比率等をあらかじめ設定するのではなく、中学校卒業生数をもとに、前年度及び近年の中学生の進路状況等を検証しながら、公私協の場で毎年度協議を行い策定することが必要である。

### 5 提言の検証

公私比率等の中長期的な方向性については、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化の推進が図られているか等の観点から5年後（平成30年度）を目途に、部会を改めて設置して検証を行う。必要があれば早期に検証する。

平成27年度以降の募集定員は、この提言をふまえて公私協において毎年度協議し、策定してきました。提言では「5年後（平成30年度）を目途に検証を行う」とされていますが、中学校卒業者が平成29年3月から平成33年3月までの4年間で、約1,800人と大幅に減少することや、平成29年度の公私協での部会の早期設置が必要との意見をふまえ、平成29年9月に改めて本部会を設置し、検証を行うこととしたものです。

## 2 平成30年度までの募集定員の策定に係る検証

平成25年の提言では、募集定員の策定にあたり、少子化の進行状況や中学生等の進路希望状況を十分に考慮し、中学生の進路を保障するという観点を重視すること、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られるよう努めていくことが必要である旨、示されています。

このため、検証にあたっては、募集定員と公私比率の推移（参考1、参考2）に加え、全日制高校への進学率（参考3）や進路希望と進学実績の状況（参考4、参考5）、県立高校と私立高校の定員の充足状況（参考6）等を資料として検討を行いました。

### （1）県全体の状況

#### ①募集定員と公私比率

平成27年度から平成30年度までの各年度の募集定員の増減については、平成27年度は545人の減となり、県立高校が465人、私立高校が80人を分担しました。平成28年度は25人の増を私立高校で増やし、平成29年度の280人の減と平成30年度の80人の減は、すべて県立高校で減じました。

4年間で合計880人の減となり、その内訳は県立高校825人、私立高校55人となっています。その結果、公私比率は平成26年度の78.0：22.2から、平成30年度には77.3：23.1となり、県立高校で0.7ポイント低下し、私立高校で0.9ポイント上昇しました。

(入学年度)		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成30年度 (対26年度比)
中学校卒業見込者数		18,375	17,797	17,844	17,514	17,459 (▲916)
県内全日制入学見込者数		16,756	16,196	16,204	15,904	15,837 (▲919)
募集定員	県立	13,065	12,600	12,600	12,320	12,240 (▲825)
	私立	3,715	3,635	3,660	3,660	3,660 (▲55)
	計	16,780	16,235	16,260	15,980	15,900 (▲880)
公私比率 県立：私立		78.0：22.2	77.8：22.4	77.8：22.6	77.5：23.0	77.3：23.1

※ 公私比率の合計が100を上回るのは、生徒の学校選択の幅が広がるように、県内全日制高校入学見込者数に対して、県立高校と私立高校の募集定員に重なりを設けているためである。

#### ②中学生の進学状況

県立高校と私立高校を合わせた県内全日制高校への進学率は、平成27年度（平成26年度卒業生）以降は、年度によってやや高くなったり低くなったりするなかで、平成25年度卒業生が88.1%であったのに対し、平成28年度卒業生は87.7%と3年間で0.4ポイント低下しました。一方で、高等専門学校への進学率は2.1%



から2.4%と0.3ポイント、通信制高校への進学率は2.7%から3.2%と0.5ポイント、それぞれ上昇しました。このように高等専門学校と通信制高校への進学率が高まり、県内の全日制高校への進学率は低下しています。なお、通信制高校への進学は、私立高校（本校が県外にある高校を含む）が9割以上です。

(卒業年度)	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
中学校卒業生数	18,382		17,797		17,848		17,512	
県内全日制進学者数	16,190	88.1%	15,617	87.8%	15,698	88.0%	15,354	87.7%
高等専門学校進学者数	395	2.1%	386	2.2%	414	2.3%	414	2.4%
通信制高校進学者数	495	2.7%	549	3.1%	539	3.0%	563	3.2%

※ 進学者数の割合は、中学校卒業生数に対する割合である。

平成28年度の中学3年生の進路希望と進学実績をみると、県立全日制高校への進学希望は7月時点で約84%ですが、進学実績は約69%となっており、約15%の中学生が県立全日制高校以外の進路に変更しています。県内私立高校への進学希望は7月時点で約8%ですが、進学実績は約19%となっています。なお、県内私立高校については、県立高校再募集後の辞退者もあります。

また、県外全日制高校への進学実績も7月時点の進学希望と比べ、約1ポイント増加しています。このことから、7月時点では県内県立高校を希望していても、受検までの段階で、県内の私立高校や県外全日制高校、高等専門学校や通信制高校等へ進路を変更している状況がわかります。

(平成28年度)	進路希望				進学実績	
	7月		12月			
県内県立全日制進学者数	14,635	83.7%	13,251	75.7%	12,043	68.8%
県内私立全日制進学者数	1,409	8.1%	2,350	13.4%	3,311	18.9%
県外公私立全日制進学者数	286	1.6%	402	2.3%	430	2.5%
計	16,330	93.4%	16,003	91.4%	15,784	90.1%
中学校卒業（見込）者数	17,489		17,501		17,512	

※ 進学者数の割合は、中学校卒業（見込）者数に対する割合である。

## (2) 地域ごとの状況

### ① 桑名・四日市地域

平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定では、県立高校で280人、私立高校で34人の減となりました。その結果、公私比率は78.5:21.5と県立で0.5ポイント低下し、私立では0.5ポイント上昇しました。この地域では中学校卒業生の減少率が比較的小さかったことから、公私比率の変動は緩やかとなっていますが、概ね提言に示された方向性に沿った募集定員の策定が行われてきました。

この地域には県立高校が16校、私立高校が4校あり、高校教育の多様な選択肢が保障されていますが、県内の全日制高校への進学率は86.8%から85.9%と0.9ポイント低下しています。そうした中で、県立高校は定員を充足していますが、私立高校4校で合わせて100人以上の欠員が続いています。その原因として、隣接する愛知県の私立高校への進学者が多いこと、私立の通信制高校への進学者が増加していることがあります。

## ②鈴鹿・津地域

平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定では、県立高校で240人、私立高校で6人の減となりました。その結果、公私比率は74.7：25.3と県立で1.1ポイント低下し、私立では1.1ポイント上昇し、提言に示された方向性に沿った募集定員の策定が行われてきました。

この地域には県立高校が14校、私立高校が3校あり、高校教育の多様な選択肢が保障されていますが、県内全日制高校への進学率は88.3%から88.1%と0.2ポイント低下しています。その原因として、高等専門学校や私立の通信制高校への進学者が増加していることがあります。

## ③松阪地域

平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定では、県立高校で40人、私立高校で20人の減となりました。公私比率は68.2：31.8のまま変わらず、提言に示された方向性に沿った募集定員の策定が行われてきました。

この地域には県立高校が6校、私立高校が1校あり、高校教育の多様な選択肢が保障されており、県内の全日制高校への進学率は88.8%から89.7%と0.9ポイント上昇しています。私立高校で定員をやや上回って入学している年もありますが、県立高校ではほぼ定員を充足しています。

## ④伊勢地域

平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定では、県立高校で145人の減となりましたが、私立高校は5人増加しました。その結果、公私比率は72.7：27.3と県立で2.0ポイント低下し、私立では2.0ポイント上昇し、提言で示された「大きく変わらないように」という方向性と異なる状況になっています。その原因として、県全体の中学校卒業生数が平成28年3月にやや増加する見通しから、私立高校の募集定員総数を増やしましたが、この地域では、中学校卒業生数が減少する予測に対応して県立高校が募集定員を減じた一方で、私立高校では増やしたことがあります。

この地域には県立高校が9校、私立高校が2校あり、高校教育の多様な選択肢が保障されています。県内全日制高校への進学率は年度ごとに小さな増減があるものの、この4年間では変わっていません。私立高校で定員を充足している一方で、県立高校では毎年合わせて70人以上の欠員があり、私立高校で募集定員を超過して入学する人数が多くなると県立高校の欠員も多くなる状況があります。

## ⑤伊賀地域

平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定では、80人の減をすべて県立高校で対応しています。その結果、公私比率は87.2：12.8と県立で0.7ポイント低下し、私立では0.7ポイント上昇し、提言で示された「大きく変わらないように」という方向性と異なる状況になっています。その原因として、中学校卒業生の減少に対して、募集定員の減を私立高校では行わず、県立高校のみで対応したことがあります。

この地域では平成28年度に県立高校2校が統合したことにより、県立高校は5校となっています。一方で私立高校1校は地域外からの進学者が多いことから、高校教育の多様化や中学生の進路保障には、県立高校が大きな役割を果たしています。

隣接する関西圏の私立高校への進学者が比較的多い中で、県内全日制高校への進学率はこの4年間で86.0%から84.9%と1.1ポイント低下しており、その原因として、高等専門学校や私立の通信制高校への進学者が増加していることがあります。

#### ⑥尾鷲・熊野地域

この地域には私立高校がないことから、平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定においては、40人の減をすべて県立高校で対応しています。

これまでに引き続き、県立高校3校において、普通科に加えて専門学科や総合学科を設置することなどにより、高校教育の選択肢を保障していますが、隣接する和歌山県の高校への進学者が比較的多い中で、これら3校への進学率はこの4年間で、90.0%から88.5%と1.5ポイント低下しており、欠員が広がりつつあります。その原因として、他地域にある高等専門学校への進学者が増加していることがあります。

### 3 平成33年度までの公私比率等について

中学校卒業者数は、平成30年3月から平成33年3月までの3年間で約1,760人と、大幅に減少することが予測されており、これに伴い、全日制高校の募集定員も、1,600人余り減少することが見込まれます。このような中で、今後も中学生の進路を保障するという観点を重視し、県立高校と私立高校の双方により高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図りながら、県民の理解が得られるよう、以下に示すように募集定員を策定することが求められます。

#### (1) 中学校卒業者数の予測をふまえた毎年度の募集定員の策定

今回の検証において、県内全日制高校への進学率はやや低下する傾向にあるものの、前年より上回る年もあることに加え、定時制、通信制、高等専門学校などの全日制高校以外への進学や県外の高校への進学についても、年度によって異なる状況がみられました。また、中学校卒業者数の予測も、毎年度在籍者数を確認してできる限り正確に算出する必要があります。これらのことから、今後の募集定員についても、県全体や各地域における中学生の進路状況を検証しながら、中学校卒業者数の増減予測をふまえて、毎年度公私協の場で協議を行い策定する必要があります。

#### (2) 高校の特色化と魅力化、募集定員の大幅減への対応

今回の検証において、全日制高校を希望している中学生が最終的に通信制高校に進学する割合が高くなったり、欠員がある一方で隣接県の高校への進学者が比較的多い地域があったりするなど、県内の全日制高校への進学率が低下してきています。

これらのことから、中学生が高校を選択する際に重視する特色や魅力をふまえ、県立高校は活性化計画に基づき、私立高校は建学の精神に基づいて、切磋琢磨しながら一層の特色化・魅力化を図るとともに、これまで以上に多様な生徒を受け入れるよう努め、今後も双方が生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応える公教育の役割を果たしていく必要があります。

こうした役割を果たしていくためには、これからも県立高校と私立高校の双方が公私協の場で協調して協議を行い、募集定員の大幅な減少を適切に分担することが必要です。

### （３）各地域の公私比率等のあり方と方向性

県立高校と私立高校がともに魅力ある学校づくりを進め、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えながら、募集定員の大幅な減少に適切に対応していくためには、今後の公私比率を確定的に定めるものではないものの、その方向性を明らかにする必要があります。平成25年度の提言は、県立高校と私立高校の設置状況や中学校卒業者の増減及び進学状況等が地域によって異なることから、地域ごとに中長期的な方向性を示したものであり、今後もこの方向性をふまえて募集定員を策定することが適切です。

平成30年3月から平成33年3月までの3年間における各地域の中学校卒業生数の推移予測と募集定員の策定に係る公私比率等の方向性は次のとおりです。

なお、今回の検証をふまえ、募集定員総数が決定し、県立高校と私立高校それぞれが学校ごとの募集定員を決める段階においても、各地域の方向性をふまえつつ、地域の中学校卒業生数の増減に対応した募集定員とすることが求められます。

#### ①桑名・四日市地域

中学校卒業生数は、平成33年3月までの3年間で約520人と、これまでの4年間と比べて大きな減少となることが予測され、これに伴い募集定員も大きく減少することが見込まれます。募集定員については、今回の検証結果をふまえ、引き続き、県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように策定がなされる必要があります。

#### ②鈴鹿・津地域

中学校卒業生数は、平成33年3月までの3年間でやや増加に転じる年があるものの約440人と大きく減少することが予測され、これに伴い募集定員も大きく減少することが見込まれます。募集定員については、引き続き、県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように策定がなされる必要があります。

#### ③松阪地域

中学校卒業生数は、平成33年3月までの3年間で約200人と、これまでの4年間と比べて大きな減少となることが予測され、これに伴い募集定員も大きく減少することが見込まれます。募集定員については、引き続き、県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように策定がなされる必要があります。

**④伊勢地域**

中学校卒業者数は、平成33年3月までの3年間で約350人と、これまでの4年間と比べて大きな減少となることが予測され、これに伴い募集定員も大きく減少することが見込まれます。募集定員については、今回の検証結果をふまえ、県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように策定がなされる必要があります。

**⑤伊賀地域**

中学校卒業者数は、平成33年3月までの3年間で約170人と、これまでの4年間と比べて大きな減少となることが予測され、これに伴い募集定員も大きく減少することが見込まれます。募集定員については、今回の検証結果をふまえ、県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように策定がなされる必要があります。

**⑥尾鷲・熊野地域**

中学校卒業者数は、平成32年3月までの2年間で約130人と大きく減少したあと、平成33年3月には約50人の増加が見込まれます。この地域には私立高校がないことから、県立高校だけでこれらの増減に対応した定員策定がなされる必要があります。

県全体の募集定員は、ここに示した各地域の公私比率等の方向性をふまえると、今後も県立高校の比率が低くなり、私立高校の比率が高くなっていくことが見込まれます。平成33年度までの今後3年間の公私比率については、年度ごと地域ごとに中学校卒業者数の増減などがこれまでと異なることから予測することは難しいものの、平成33年度には県立高校が75～76%程度、私立高校が24～25%程度となることを見込まれます。

**4 おわりに**

中学校卒業者数は平成34年3月には一旦、増加に転じますが、平成35年3月以降は再び減少傾向が続くことが予測されます。平成34年度以降の公私比率等の方向性については、ここに提言として示した公私比率等の方向性をふまえ策定した平成33年度までの募集定員や中学生の進路状況、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化が図られているか等の観点から検証したうえで、改めて検討する必要があります。

## 募集定員と公私比率の推移(県全体)

参考 1

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中学校卒業見込者数(人)	18,375	17,797	17,844	17,514	17,459
計画進学率(%)	92.3	92.2	92.1	92.1	92.0
流出率(%)	98.8	98.7	98.6	98.6	98.6
県内全日制高校入学見込者数(人)	16,756	16,196	16,204	15,904	15,837
<b>県立(人)</b>	<b>13,065</b>	<b>12,600</b>	<b>12,600</b>	<b>12,320</b>	<b>12,240</b>
前年度比	—	▲ 465	±0	▲ 280	▲ 80
平成26年度比	—	▲ 465	▲ 465	▲ 745	▲ 825
<b>私立(人)</b>	<b>3,715</b>	<b>3,635</b>	<b>3,660</b>	<b>3,660</b>	<b>3,660</b>
前年度比	—	▲ 80	25	±0	±0
平成26年度比	—	▲ 80	▲ 55	▲ 55	▲ 55
<b>計(人)</b>	<b>16,780</b>	<b>16,235</b>	<b>16,260</b>	<b>15,980</b>	<b>15,900</b>
前年度比	—	▲ 545	25	▲ 280	▲ 80
平成26年度比	—	▲ 545	▲ 520	▲ 800	▲ 880
<b>公私比率(%) 県立：私立</b>	<b>78.0：22.2</b>	<b>77.8：22.4</b>	<b>77.8：22.6</b>	<b>77.5：23.0</b>	<b>77.3：23.1</b>
募集定員の公立・私立の重なり(人)	24	39	56	76	63
重なり(%)	0.1	0.2	0.3	0.5	0.4

※愛農学園・青山・ウィッツ青山学園の私立3校の募集定員を除く

※計画進学率：中学3年生の全日制高校への進路希望調査(12月)の過去5年間の平均値

※流出率：県外中学生の県内高校進学と、県内中学生の県外高校進学の流出入の割合の過去3年間の平均値

【所管事項説明】

募集定員と公私比率の推移(地域別)

参考2

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成26年度からの増減	
	県立	私立	県立	私立	県立	私立	県立	私立	県立	私立	県立	私立
<b>桑名 四日市</b>	16	4	16	4	16	4	16	4	16	4	▲ 280	▲ 34
学校数(校)	4,600	1,220	4,440	1,195	4,440	1,186	4,400	1,186	4,320	1,186	▲ 0.5	0.5
募集定員(人)	79.0	21.0	78.8	21.2	78.9	21.1	78.8	21.2	78.5	21.5	▲ 240	▲ 6
公私比率(%)	14	3	14	3	14	3	14	3	14	3	▲ 1.1	1.1
<b>鈴鹿 津</b>	3,760	1,200	3,640	1,170	3,640	1,194	3,480	1,194	3,520	1,194	▲ 40	▲ 20
学校数(校)	75.8	24.2	75.7	24.3	75.3	24.7	74.5	25.5	74.7	25.3	0.0	0.0
募集定員(人)	6	1	6	1	6	1	6	1	6	1	▲ 145	5
公私比率(%)	9	2	9	2	9	2	9	2	9	2	▲ 2.0	2.0
<b>松阪</b>	1,665	565	1,600	560	1,560	570	1,560	570	1,520	570		
学校数(校)	74.7	25.3	74.1	25.9	73.2	26.8	73.2	26.8	72.7	27.3		
募集定員(人)	6	1	6	1	5	1	5	1	5	1		
公私比率(%)	1,240	170	1,160	170	1,240	170	1,160	170	1,160	170	▲ 80	0
<b>伊勢</b>	87.9	12.1	87.2	12.8	87.9	12.1	87.2	12.8	87.2	12.8	▲ 0.7	0.7
学校数(校)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
募集定員(人)	600	600	600	600	560	560	560	560	560	560	▲ 40	0
公私比率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
<b>尾鷲 熊野</b>												
学校数(校)	54	11	54	11	53	11	53	11	53	11		
募集定員(人)	13,065	3,715	12,600	3,635	12,600	3,660	12,320	3,660	12,240	3,660	▲ 825	▲ 55
公私比率(%)	78.0	22.2	77.8	22.4	77.8	22.6	77.5	23.0	77.3	23.1	▲ 0.7	0.9

※愛農学園・青山・ウイツ青山学園の私立3校の募集定員を除く

### 県内全日制高校への進学者数と進学率の推移(地域別)

### 参考3

	卒業年度	中学校 卒業者 (A)	県内全日制進学者			計 (B)	県内全日制 進学率 (B/A)
			県内 県立	県内 私立			
桑名・四日市	平成25年度	6,177	4,247	1,113	5,360	86.8%	
	平成26年度	5,989	4,121	1,016	5,137	85.8%	
	平成27年度	5,975	4,143	1,031	5,174	86.6%	
	平成28年度	5,963	4,108	1,015	5,123	85.9%	
鈴鹿・津	平成25年度	5,465	3,715	1,109	4,824	88.3%	
	平成26年度	5,331	3,605	1,104	4,709	88.3%	
	平成27年度	5,337	3,544	1,151	4,695	88.0%	
	平成28年度	5,152	3,435	1,106	4,541	88.1%	
松阪	平成25年度	2,025	1,301	498	1,799	88.8%	
	平成26年度	1,982	1,232	538	1,770	89.3%	
	平成27年度	2,012	1,272	528	1,800	89.5%	
	平成28年度	1,986	1,239	542	1,781	89.7%	
伊勢	平成25年度	2,398	1,640	546	2,186	91.2%	
	平成26年度	2,319	1,566	555	2,121	91.5%	
	平成27年度	2,277	1,553	526	2,079	91.3%	
	平成28年度	2,263	1,549	514	2,063	91.2%	
伊賀	平成25年度	1,627	1,298	102	1,400	86.0%	
	平成26年度	1,496	1,197	93	1,290	86.2%	
	平成27年度	1,607	1,286	91	1,377	85.7%	
	平成28年度	1,530	1,182	117	1,299	84.9%	
尾鷲・熊野	平成25年度	690	596	25	621	90.0%	
	平成26年度	680	568	22	590	86.8%	
	平成27年度	640	548	25	573	89.5%	
	平成28年度	618	530	17	547	88.5%	
県全体	平成25年度	18,382	12,797	3,393	16,190	88.1%	
	平成26年度	17,797	12,289	3,328	15,617	87.8%	
	平成27年度	17,848	12,346	3,352	15,698	88.0%	
	平成28年度	17,512	12,043	3,311	15,354	87.7%	



### 中学3年生の進路希望と進学実績

参考4
-----

卒業年度		募集定員	進路希望		進学実績
			7月	12月	
平成25年度	県内県立全日制	13,065	15,425	14,325	12,797
		78.0%	84.0%	78.0%	69.6%
	県内私立全日制	3,715	1,436	2,236	3,393
		22.2%	7.8%	12.2%	18.5%
	県外公立全日制	—	256	361	447
		—	1.4%	2.0%	2.4%
計	16,780	17,117	16,922	16,637	
	100.2%	93.2%	92.1%	90.5%	
	卒業者数	18,375	18,369	18,372	18,382
平成26年度	県内県立全日制	12,600	14,858	13,631	12,289
		77.8%	83.5%	76.6%	69.1%
	県内私立全日制	3,635	1,495	2,332	3,328
		22.4%	8.4%	13.1%	18.7%
	県外公立全日制	—	298	424	466
		—	1.7%	2.4%	2.6%
計	16,235	16,651	16,387	16,083	
	100.2%	93.6%	92.1%	90.4%	
	卒業者数	17,797	17,790	17,789	17,797
平成27年度	県内県立全日制	12,600	14,954	13,875	12,346
		77.8%	83.9%	77.7%	69.2%
	県内私立全日制	3,660	1,430	2,197	3,352
		22.6%	8.0%	12.3%	18.8%
	県外公立全日制	—	266	425	444
		—	1.5%	2.4%	2.5%
計	16,260	16,650	16,497	16,142	
	100.4%	93.4%	92.4%	90.4%	
	卒業者数	17,844	17,827	17,852	17,848
平成28年度	県内県立全日制	12,320	14,635	13,251	12,043
		77.5%	83.7%	75.7%	68.8%
	県内私立全日制	3,660	1,409	2,350	3,311
		23.0%	8.1%	13.4%	18.9%
	県外公立全日制	—	286	402	430
		—	1.6%	2.3%	2.5%
計	15,980	16,330	16,003	15,784	
	100.5%	93.4%	91.4%	90.1%	
	卒業者数	17,514	17,489	17,501	17,512

## 中学校卒業者の進路状況の推移

### 参考 5

卒業年度	中学校卒業者		進学者						就職 その他			
	卒業者		全日制進学者			計	定時制 進学者	高専 進学者		特別支援 高等部 進学者	合計	通信制 進学者
	県内 県立	県内 私立	県外 公私立									
平成25年度	12,797 69.6%	3,393 18.5%	447 2.4%	16,637 90.5%	431 2.3%	395 2.1%	159 0.9%	17,622 95.9%	495 2.7%	265 1.4%		
平成26年度	12,289 69.1%	3,328 18.7%	466 2.6%	16,083 90.4%	394 2.2%	386 2.2%	148 0.8%	17,011 95.6%	549 3.1%	237 1.3%		
平成27年度	12,346 69.2%	3,352 18.8%	444 2.5%	16,142 90.4%	389 2.2%	414 2.3%	166 0.9%	17,111 95.9%	539 3.0%	198 1.1%		
平成28年度	12,043 68.8%	3,311 18.9%	430 2.5%	15,784 90.1%	372 2.1%	414 2.4%	159 0.9%	16,729 95.5%	563 3.2%	220 1.3%		

## 高校入学者・欠員・充足率の推移(地域別)

参考6

地域		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		県立	私立	県立	私立	県立	私立	県立	私立
桑名 四日市	学校数(校)	16	4	16	4	16	4	16	4
	募集定員(人)	4,600	1,220	4,440	1,195	4,440	1,186	4,400	1,186
	入学者数(人)	4,601	1,095	4,442	999	4,439	998	4,401	1,003
	欠員(人)	10	125	0	196	3	188	0	183
	充足率(%)	100.0	89.8	100.0	83.6	100.0	84.1	100.0	84.6
鈴鹿 津	学校数(校)	14	3	14	3	14	3	14	3
	募集定員(人)	3,760	1,200	3,640	1,170	3,640	1,194	3,480	1,194
	入学者数(人)	3,756	1,116	3,634	1,094	3,627	1,196	3,473	1,126
	欠員(人)	6	84	8	76	19	▲2	10	68
	充足率(%)	99.9	93.0	99.8	93.5	99.6	100.2	99.8	94.3
松阪	学校数(校)	6	1	6	1	6	1	6	1
	募集定員(人)	1,200	560	1,160	540	1,160	540	1,160	540
	入学者数(人)	1,195	533	1,152	583	1,163	557	1,153	571
	欠員(人)	5	27	9	▲43	0	▲17	7	▲31
	充足率(%)	99.6	95.2	99.3	108.0	100.3	103.1	99.4	105.7
伊勢	学校数(校)	9	2	9	2	9	2	9	2
	募集定員(人)	1,665	565	1,600	560	1,560	570	1,560	570
	入学者数(人)	1,559	640	1,497	673	1,490	628	1,482	597
	欠員(人)	107	▲75	103	▲113	74	▲58	78	▲27
	充足率(%)	93.6	113.3	93.6	120.2	95.5	110.2	95.0	104.7
伊賀	学校数(校)	6	1	6	1	5	1	5	1
	募集定員(人)	1,240	170	1,160	170	1,240	170	1,160	170
	入学者数(人)	1,236	96	1,155	89	1,232	92	1,150	91
	欠員(人)	5	74	6	81	14	78	12	79
	充足率(%)	99.7	56.5	99.6	52.4	99.4	54.1	99.1	53.5
尾鷲 熊野	学校数(校)	3	/	3	/	3	/	3	/
	募集定員(人)	600	/	600	/	560	/	560	/
	入学者数(人)	578	/	523	/	505	/	511	/
	欠員(人)	22	/	77	/	55	/	49	/
	充足率(%)	96.3	/	87.2	/	90.2	/	91.3	/
県全体	学校数(校)	54	11	54	11	53	11	53	11
	募集定員(人)	13,065	3,715	12,600	3,635	12,600	3,660	12,320	3,660
	入学者数(人)	12,925	3,480	12,403	3,438	12,456	3,471	12,170	3,388
	欠員(人)	155	235	203	197	165	189	156	272
	充足率(%)	98.9	93.7	98.4	94.6	98.9	94.8	98.8	92.6

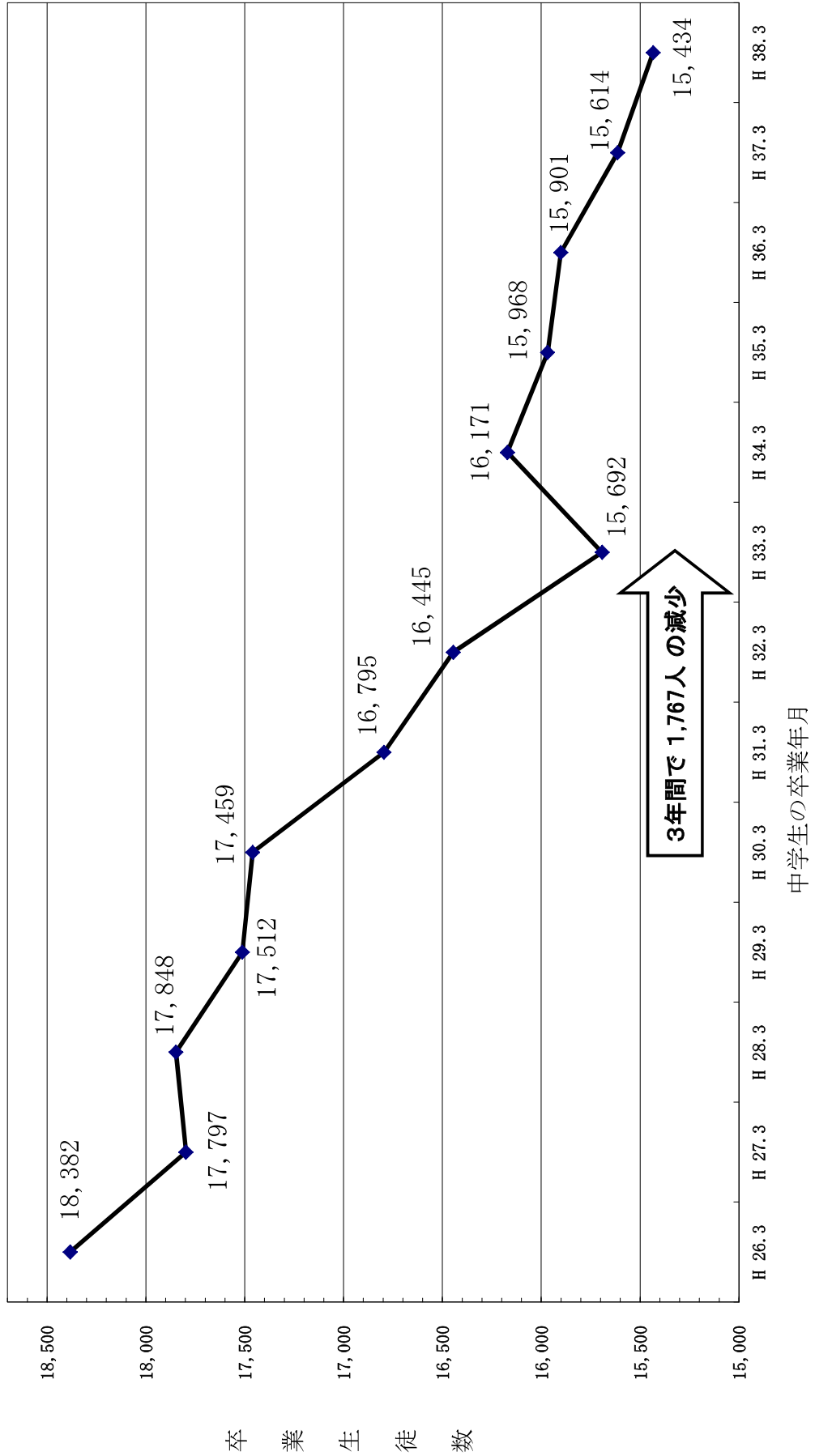
※愛農学園・青山・ウィッツ青山学園の私立3校の募集定員を除く

※県外からの入学者、過年度卒を含む

参考 7

三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

平成29年5月1日調査  
三重県教育委員会事務局教育政策課調べ



## 参考 8

## 三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

平成29年5月1日 教育政策課調べ

桑名	H 26.3	H 27.3	H 28.3	H 29.3	H 30.3	H 31.3	H 32.3	H 34.3	H 35.3	H 36.3	H 37.3	H 38.3	
	卒業生数 前年度対比 H29.3対比	卒業生数 前年度対比 H29.3対比	卒業生数 前年度対比 H29.3対比	卒業生数 前年度対比 H29.3対比	現中3	現中2	現中1	現小6	現小5	現小4	現小3	現小2	現小1
四日市	2,252	2,203	2,131	2,127	2,020	2,056	1,979	1,941	1,983	1,971	1,947	1,988	1,910
小計	3,925	3,786	3,844	3,836	3,839	3,635	3,576	3,397	3,609	3,407	3,476	3,408	3,503
鈴鹿	6,177	5,989	5,975	5,963	5,859	5,691	5,555	5,338	5,592	5,378	5,423	5,396	5,413
津	2,657	2,573	2,644	2,495	2,556	2,456	2,415	2,227	2,420	2,243	2,455	2,264	2,240
伊賀	1,627	1,496	1,607	1,530	1,550	1,470	1,433	1,384	1,391	1,364	1,379	1,359	1,327
小計	7,092	6,827	6,944	6,682	6,791	6,545	6,522	6,181	6,294	6,196	6,402	6,107	6,024
松阪	2,025	1,982	2,012	1,986	2,003	1,932	1,919	1,804	1,871	1,944	1,849	1,876	1,806
伊勢	2,398	2,319	2,277	2,263	2,192	2,080	1,969	1,838	1,892	1,960	1,750	1,805	1,750
尾鷲	309	340	289	279	282	241	228	252	249	217	208	191	198
熊野	381	340	351	339	332	306	252	279	273	273	269	239	243
小計	5,113	4,981	4,929	4,867	4,809	4,559	4,368	4,173	4,285	4,394	4,076	4,111	3,997
県内合計	18,382	17,797	17,848	17,512	17,459	16,795	16,445	15,692	16,171	15,968	15,901	15,614	15,434
			51	-336	-53	-664	-350	-753	479	-203	-67	-287	-180
					-53	-717	-1,067	-1,820	-1,341	-1,544	-1,611	-1,898	-2,078

## 2 「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について

### 1 計画改定の趣旨

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画および気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置づけた「三重県地球温暖化対策総合計画」（計画期間：2021年度から2030年度までの10年間。以下「総合計画」という。）を令和3年3月に策定しました。

この計画では、2050年度までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現をめざして、三重県がめざす姿を「県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会」とし、その実現に向けた取組を推進しています。また、「2030年度における三重県の温室効果ガス排出量を2013年度比で30%削減」という削減目標を掲げ、「再生可能エネルギーの利用促進」「脱炭素経営の促進」「COOL CHOICE(クールチョイス)の推進」などの取組を進めているところです。

一方、パリ協定の目標達成に向け、世界的な脱炭素への取組が加速する中、本年（令和3年）5月に地球温暖化対策推進法が改正され、「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として法律に位置付けられました。さらに法に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」についても、「2050年目標と統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することをめざし、さらに50%の高みに向け挑戦し続けていく。」と削減目標が改定され、10月22日に閣議決定されたところです。

そのため、県の総合計画についても、法律改正や国の計画改定をふまえて、温室効果ガス削減目標の見直し等の改定を行います。

	現行総合計画の目標値 (千t-CO <sub>2</sub> )			国の目標 (百万t-CO <sub>2</sub> )		
	2013年度	2030年度		2013年度	2030年度	
	排出量	目標排出量		排出量	目標排出量	
	基準年度		基準年度比	基準年度		基準年度比
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	26,876	19,283	28%	1,321	747	43%
産業部門	14,146	10,809	24%	463	289	38%
業務その他部門	3,538	1,819	49%	238	116	51%
家庭部門	3,116	1,581	49%	208	70	66%
運輸部門	3,827	3,151	18%	224	146	35%
エネルギー転換部門	368	297	19%	106	56	47%
工業プロセス部門	1,295	1,137	12%	82.3	70.0	15%
廃棄物部門	586	489	17%			
メタン(CH <sub>4</sub> )	251	203	19%	30.0	26.7	11%
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	604	572	5%	21.4	17.8	17%
代替フロン等4ガス	515	311	40%	39.1	21.8	44%
合計	28,246	20,369	28%	1,412	813	42%
吸収源対策	-	-535		-	-48	
合計(吸収源対策を含む)	28,246	19,834	30%	1,408	760	46%

## 2 計画改定の方向性

改正地球温暖化対策推進法への対応と改定された国の地球温暖化対策計画との整合を図るため、次のような視点から総合計画の改定の検討を進めていきます。

- ・ 国の目標と整合した県域から排出される温室効果ガスの削減目標
- ・ 市町が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準
- ・ 温室効果ガス排出量の削減等を行うための新たな施策
- ・ 施策ごとの実施に関する目標

## 3 計画策定の進め方

三重県環境審議会において、学識経験者等で構成される部会を設置し、総合計画による取組の進捗状況等を検証しつつ、世界や国の動向、県民からのご意見等をふまえて策定作業を進めます。

また、地球温暖化対策の取組は、多くの部局が関わることから、随時、関係所属による庁内検討会を設置して取組の検討を行います。

## 4 今後のスケジュール

国において、地方公共団体実行計画・実施マニュアルの検討が進められており、本年度中に示される予定であることから、当該マニュアルが示されたのち、三重県環境審議会へ諮問を行い、策定部会を設置して検討を行うこととします。

### <パリ協定について>

2015年12月、フランス・パリで開催された「第21回国連気候変動枠組条約締約国会議」(COP21)において、2020年度以降の気候変動対策の新たな国際枠組として「パリ協定」が採択され、全ての国々が、長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すこととなりました。

パリ協定においては、産業革命以降の世界の平均気温上昇を2度よりも十分下方に抑えるとの目的および1.5度に抑える努力の追及や、この目的を達成するために今世紀後半の温室効果ガス的人為的な排出と抑制を均衡させるよう、世界の排出量を早急にピークアウトし、その後急激に削減することが世界的な目標と設定されています。

本年10月31日からイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では成果文書として、「2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度以内に抑える努力を追求すること、そのためには、世界の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量を2030年までに2010年比で45%削減し、今世紀半ばには実質ゼロにすること」等が盛り込まれた「グラスゴー気候合意」が11月13日に採択されました。

### 3 三重県環境影響評価条例施行規則の改正について

#### 1 これまでの経緯

##### (1) 環境影響評価について

環境影響評価は、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者があらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果について住民や自治体の意見を聴いたうえで、環境の保全について適正な配慮を行い、事業に反映させることを目的とした制度です。

わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保していますが、環境影響評価法は規模が大きく環境影響の程度が著しいものになるおそれがある事業を対象としており、都道府県等が定める条例は地域の実情に応じ、比較的規模の小さい事業を対象としています。

##### (2) 国の規制緩和の動き

風力発電をはじめとした再生可能エネルギーは、発電時に温室効果ガスを排出しないことから、国としてもカーボンニュートラル社会の実現のために、導入を促進していく方針としています。

こうした中、内閣府特命担当大臣（規制改革）主催で開催された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件緩和が検討され、「風力発電等の導入拡大に向けた環境評価制度の見直し」を含む規制改革実施計画が令和3年6月18日に閣議決定されました。

環境省はこの決定を受け、風力発電所に係る規模要件を見直し、必ず環境影響評価を行うこととしている第一種事業について総出力1万キロワット以上を5万キロワット以上に緩和する等の内容とする環境影響評価法施行令を改正し、令和3年10月31日に施行しました。

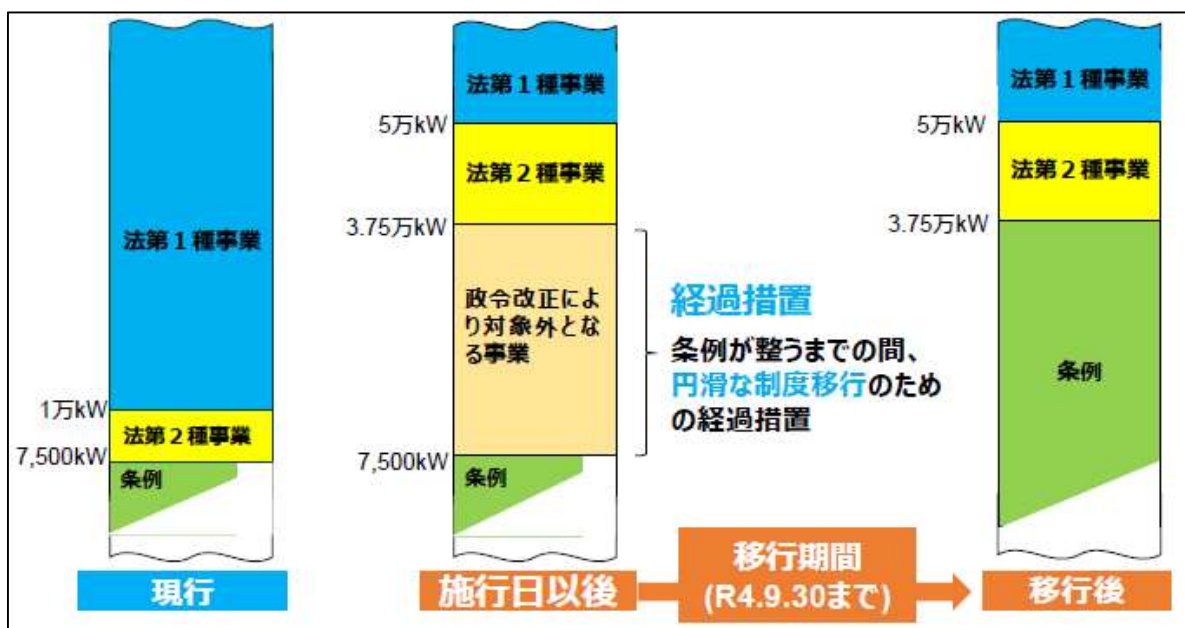


図1 改正環境影響評価法施行令の概要



なお、この施行令には経過措置が設けられ、令和4年9月30日まで引き続き現状の枠組みが維持されるものとなっています。

## 2 対応方針

今回、法対象事業の規模要件が緩和されることで、再生可能エネルギーの導入促進が期待される一方、経済産業省と環境省が開催した見直しに関する検討会では、法対象事業とならない規模の風力発電所について、適切な環境影響評価の実施が担保されるよう留意する必要があることが指摘されています。

このことから、法律と条例が一体となってわが国の環境影響評価制度が運用されてきた経緯もふまえ、今後、法対象事業でなくなる規模の風力発電所については、条例における対象事業とすることを念頭に、有識者の意見も聞きながら経過措置の期限までに環境影響評価条例施行規則の改正を進めていきます。

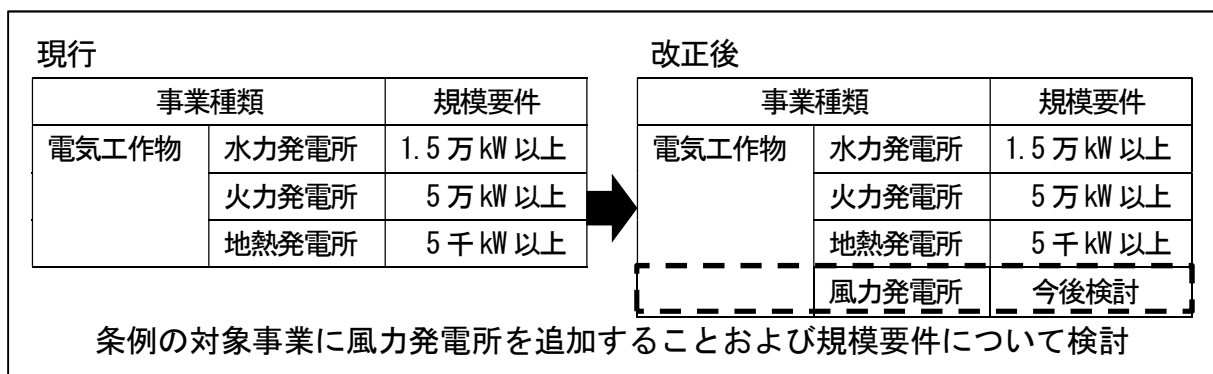


図2 環境影響評価条例施行規則の改正検討イメージ

## 3 今後のスケジュール（案）

### 【令和3年度】

令和3年12月～ 制度検討  
 令和4年3月 環境審議会（諮問・部会の設置）  
 検討部会（第1回）

### 【令和4年度】

令和4年4月 パブリックコメントの実施  
 5月 検討部会（第2回）  
 6月 常任委員会（改正案の報告）  
 環境審議会（改正案の報告、答申）  
 8月 改正施行規則の公布  
 10月1日 施行

## 4 産業廃棄物税制度の検証について

### 1 趣旨

循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策の財源確保を目的としつつ、産業廃棄物を資源として有効活用し最終処分量を削減する誘因として機能するような仕組みとして、平成 13 年 6 月に三重県産業廃棄物税条例（平成 13 年三重県条例第 51 号）を制定しました。平成 14 年 4 月の条例施行後、5 年ごとに制度の検証を行ってきており、これまでの成果や課題、社会情勢の変化と技術の進展をふまえ、「三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果（案）」（別冊 1）をとりまとめました。

### 2 税制度の成果と課題

発生抑制および再生の推進について、再生利用の促進や最終処分量の削減に一定の効果を発揮しましたが、直近の 5 年間は、横ばいの状況にあります。また、減量その他適正処理の推進について、管理型最終処分場の残余容量は一定確保することができましたが、不法投棄は後を絶たない状況です。

今後は、資源循環の質の向上を図るため、これまでの発生抑制、再生、減量その他適正な処理を一層推進するとともに、社会情勢の変化と処理技術の進展をふまえ、プラスチック対策や食品ロス対策、さらに再生可能エネルギーの回収といった地球温暖化対策にも資する施策を推進する必要があります。

### 3 税制度の見直し案

#### （1）見直しの方向性

発生抑制、再生、減量その他適正な処理を一層推進するため、課税免除の対象となる再生施設を追加するとともに、減量化が見込まれる中間処理施設の処理係数を見直します。また、社会的課題の解決に向けて、廃食品等廃棄されるバイオマス資源からのエネルギー回収を促進するとともに、資源循環の質の向上や地球温暖化対策等の用途の充実および拡大を図ります。このため、条例の必要な改正を行います。

なお、納税者、排出事業者および産業廃棄物処理業者に対し、これまでの成果や課題、方向性について令和 3 年 11 月にアンケートを実施し、見直し内容に反映しました。

#### （2）見直し内容

##### ア 再生の推進

再生利用が一層進むよう、現状の施設の普及や処理の状況をふまえ、申請が不要な再生施設について、法令によりリサイクルの義務化や再生品の利活用の促進等が求められているものを以下のとおり追加します（条例第 8 条）。

##### 申請が不要な再生施設

施設の区分	
一	がれき類の破碎施設
二	木くずの破碎施設（追加）
三	発酵施設（メタン発酵施設を除く）（追加）

## イ 減量の推進

減量化が一層進むよう、着実な処理実績があり、減量化が認められる処理施設について、以下のとおり新たな施設区分と処理係数を追加します（条例第7条）。

### 中間処理施設の処理係数

施設の区分	処理係数
一 焼却施設または脱水施設	0.10
二 乾燥施設または中和施設	0.30
三 油水分離施設	0.20
四 <u>発酵施設または炭化施設（追加）</u>	<u>0.60（追加）</u>
五 前四項に掲げる施設以外の中間処理施設	1.00

## ウ 再生可能エネルギーの回収

地球温暖化対策にも資する再生可能エネルギーの回収を促進するため、廃食品等廃棄されるバイオマス資源からメタンガスを回収する施設を、再生施設と同等に課税免除の対象施設とします（条例第8条）。

### 再生可能エネルギー回収施設

施設の区分	回収能力
一 <u>メタン発酵施設（追加）</u>	<u>107Nm<sup>3</sup>/トン（追加）</u>

## エ 用途

持続可能な循環型社会の構築に向け、さらなる資源の有効活用を推進するため、引き続き、発生抑制、再生、減量その他適正な処理に取り組みます。

また、資源循環に係る社会情勢の変化と技術の進展に対応するため、新たにプラスチック対策、食品ロス対策、循環関連産業の振興による3R+Renewable（再生可能資源への代替）等の事業の充実を図ります。

さらに、地球温暖化対策に資する取組にも用途の範囲を拡大し、さらなる資源循環を促進していきます。

## 4 課税方法

課税方法（課税標準、税率、免税点、徴収方法）については、現行制度により適切に申告納付がなされ、条例施行から20年が経過し制度が定着しており、安定した税財源の確保が図られていることから、現行制度を継続します。

なお、納税者等へのアンケート結果において、一部制度の変更要望はあるものの、現行制度の継続について否定的な意見はなく、一定の理解を得ているものと考えています。

## 5 今後のスケジュール

今後、商工団体等産業界の意見を聞きながら、検証結果案についてパブリックコメントを実施し、その結果を報告のうえ、改正条例案を提出します。

令和3年度	1月～2月	パブリックコメント等
	3月	常任委員会（最終案）
令和4年度	6月	改正条例案提出
令和5年度	4月	改正条例施行

## 5 RDF焼却・発電事業の総括（原案）について

### 1 検討の経緯

「RDF焼却・発電事業のこれまでの総括」については、平成27年4月にRDF貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償請求訴訟が終結したことを節目ととらえ、平成28年3月に開催された防災県土整備企業常任委員会において報告しました。

本年度、環境政策面の検証を含めた事業全体について総括を行っており、令和3年9月の本委員会において、中間報告（骨子案）を報告しました。

今回、本事業に関して、関係市町等に意見を照会し、中間報告書（原案）（別紙1および別冊2）をとりまとめました。

### 2 関係市町等からの意見について

令和3年7月から11月にかけて、関係市町等に対し、本事業に関する事業構築や事業期間、環境対策等について意見照会した結果は、別紙2のとおりでした。

### 3 環境政策面からの検証について

RDF化構想のねらいである、①未利用エネルギーの有効活用、②ダイオキシン類の削減、③環境負荷の低減、④資源循環型社会の構築、⑤廃棄物処理施設の立地対策の5つの視点について検証しました。

また、ごみ処理方式別のコストについても検証しました。

#### ① 未利用エネルギーの有効活用

単に燃やされていたごみ137万トンから、ごみの持つ未利用エネルギーを電力として10億kWh有効活用することができました。

#### ② ダイオキシン類の削減

ごみ焼却施設の更新時期が迫っていた市町村や小規模なごみ焼却施設で処理せざるを得なかった市町村は、RDF化処理を導入することで、排出規制に適合することができました。

RDF焼却・発電施設およびRDF化施設からの排出濃度は、他市町等ごみ焼却施設の平均排出濃度を大幅に下回る結果となりました。（図1）

県全体における、ごみ処理施設からのダイオキシン類の総排出量においては、平成8年から比べると、99.5%の削減（1/200以下）となりました。（図2）

また、RDF焼却・発電施設の立地により桑名地区では焼却に伴う排ガス量は増加しますが、ダイオキシン類の総排出量においては、桑名広域清掃事業組合のRDF化施設からの排出量に、RDF焼却・発電施設からの排出量を加えても、旧ごみ焼却施設の排出量と比べ、99.5%の削減となりました。（表2）

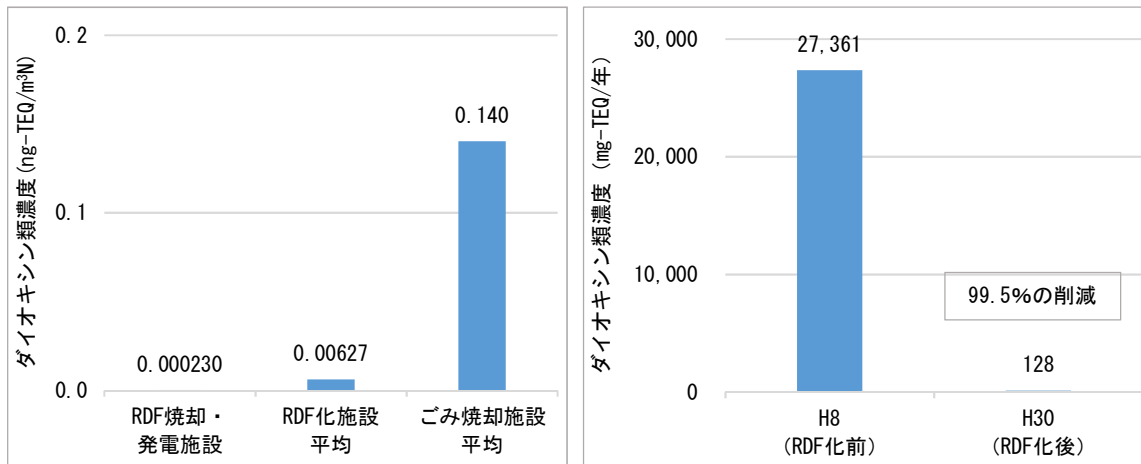


図1 ダイオキシン類排出濃度(平成30年度) 図2 県内ダイオキシン類総排出量の推移

表2 桑名地区におけるダイオキシン類総排出量

	処理施設	施設からの排出量 mg-TEQ/年	地区の総排出量 mg-TEQ/年	平成13年度比 削減率
RDF化前 (平成13年度)	桑名広域清掃事業組合 旧ごみ焼却施設	104	104	—
RDF化後 (平成30年度)	桑名広域清掃事業組合 RDF化施設	0.433	0.518	99.5%
	企業庁 RDF焼却・発電施設	0.085		

### ③ 環境負荷の低減

排ガス中のばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物および塩化水素の排出濃度について、RDF化施設、RDF焼却・発電施設とも、排出基準を大幅に下回りました。また、ごみ焼却施設より低く抑えることができました。(表3)

二酸化炭素のごみトンあたりの排出量については、RDF焼却・発電事業は、熔融処理方式のごみ焼却施設より少なくなりましたが、県内のごみ焼却施設全体と比較すると、明確な差異は認められませんでした。(図3)

表3 ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素の排出濃度(平成30年度)

	ばいじん g/m³N	窒素酸化物 ppm	硫黄酸化物 m³N/h	塩化水素 mg/m³N
RDF焼却・発電施設	0.010	57.3	0.10	11.0
RDF化施設(平均値)	0.010	26.8	0.10	-
ごみ焼却施設(平均値)	0.012	72.1	0.15	25.8
排出基準	0.04-0.15	250	{ K値規制 14.5-17.5 }	700

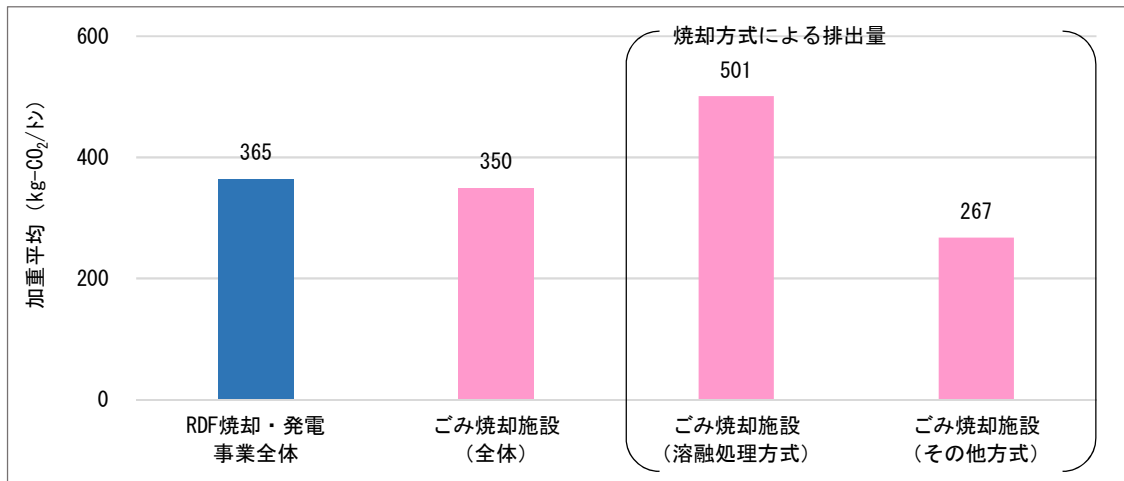


図3 ごみトンあたりの二酸化炭素排出量 (平成 29 年度)

#### ④ 資源循環型社会の構築

RDF化処理を導入した市町の資源化率はRDF化以前の16%台から約60%に大幅に向上し、県全体の資源化率も30%を超え、全国1位となるなど、資源循環型社会の構築に寄与することができました。(表4、図4)

表4 RDF市町およびごみ焼却市町における資源化率の推移

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
RDF市町平均	16.1	16.5	39.2	44.1	46.4	63.2	61.3	63.6	60.5	58.2	61.6	60.7	59.1	56.9	62.6	64.1	63.9	63.2	61.7	50.1
ごみ焼却市町平均	19.2	20.3	22.9	27.1	23.1	26.0	25.9	25.4	24.5	24.4	24.5	23.3	23.3	23.4	23.4	21.4	19.4	20.5	19.9	20.2
県全体	16.9	18.0	22.4	28.4	28.4	30.8	31.8	31.1	31.0	30.1	30.6	31.1	30.5	30.4	29.7	28.5	27.4	27.3	26.7	23.1

※市町の平均については、平成12年から30年の間に市町村合併を行っていない市町を集計

RDF市町 (木曾岬町、東員町、御浜町)

ごみ焼却市町 (鈴鹿市、名張市、尾鷲市、鳥羽市、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町)

資源化率 = 総資源化量 (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ 総排出量 (ごみ処理量 + 集団回収量)

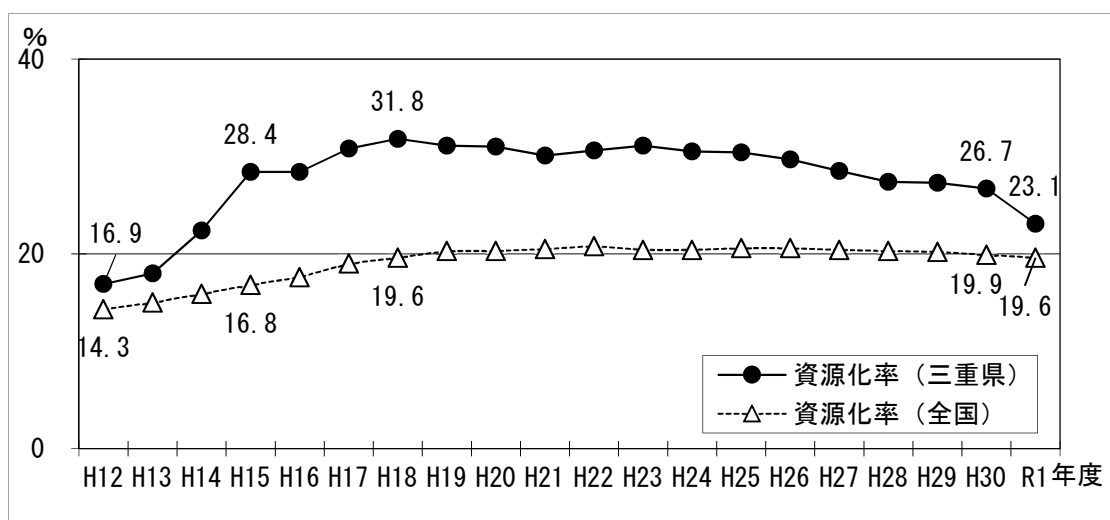


図4 一般廃棄物の資源化率の推移

### ⑤ 廃棄物処理施設の立地対策

令和3年7月から行った市町の意見照会で得た内容（自由記載）をとりまとめたところ、8団体（全17団体）から、「RDF化施設は焼却施設と比べて立地を容易にした」との意見がありました。

このように、排出ガス、悪臭、ダイオキシン類等の問題で新たなごみ焼却施設の立地場所の確保が課題となっていた市町村にとって、煙やダイオキシン類を排出しないRDF化施設は、住民の賛同が得られやすいなど、立地協議における負担軽減に寄与しました。

### ⑥ RDF化方式と焼却方式のコスト比較

維持管理費に減価償却費を加えたトータルコスト（平成23年度）は、RDF化方式の市町の平均が、焼却方式の市町の平均の約1.7倍となりました。（表5）

表5 処理方式によるトータルコスト（平成23年度）

	ごみトンあたりの処理費用（円/ト）	参考（最小～最大）
RDF化方式の平均	55,285	(31,936～84,123)
焼却方式の平均	32,141	(14,889～67,452)

## 4 環境政策面からの検証のまとめ

RDF化方式によるごみ処理のトータルコストは、焼却方式によるものと比べて約1.7倍となりましたが、RDF化構想時のねらいであった未利用エネルギーの有効活用、ダイオキシン類の削減、環境負荷の低減、資源循環型社会の構築および廃棄物処理施設の立地対策については、一定の成果が認められました。

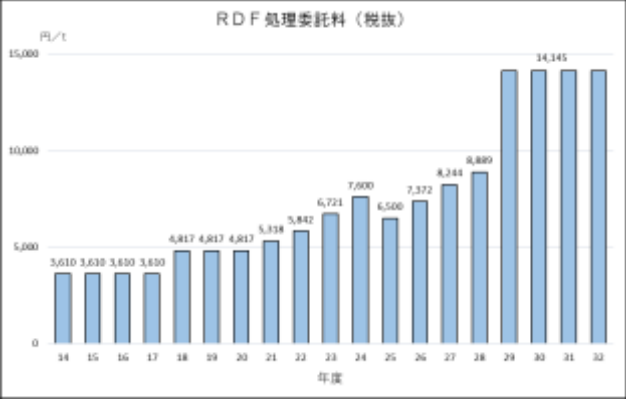
## 5 今後のスケジュール

【令和3年度】令和4年3月 常任委員会※（中間報告案の説明）

【令和4年度】令和5年3月 常任委員会※（最終報告案の説明）

※「防災県土整備企業常任委員会」および「環境生活農林水産常任委員会」

RDF焼却・発電事業の総括 中間報告書（原案）の概要

第1章 RDF焼却・発電事業の概要	第2章 RDF焼却・発電事業の経緯	第3章 RDF焼却・発電事業の検証																																																																																																									
<p><b>1 RDF化構想の概要</b></p> <p>・RDF発電構想は、市町村が焼却処理していた可燃性ごみを固化し、それを燃料として発電所で焼却・発電し、エネルギー化しようとするもので、三重県では資源循環型社会の構築や未利用エネルギーの有効活用などの施策として進めてきました。</p> <p><b>2 三重ごみ固形燃料発電所の概要</b></p> <p>・設置場所：桑名市多度町力尾地内</p> <p>・発電出力：12,050kW、RDF処理能力：240ト/日、 売電電力量：約5,000万kWh/年</p> <p>・稼働期間：平成14年12月1日～令和元年9月17日（約16年10ヵ月）</p> <p><b>3 市町のRDF化施設の概要</b></p> <p>・3町および4一部事務組合（26市町村）が参画し、平成14年11月までに7つのRDF化施設が稼働しました。</p> <p><b>4 焼却灰の処理の概要</b></p> <p>・焼却灰は、路盤材などの土木資材やセメント原料として活用されました。</p> <p><b>5 RDF焼却・発電事業の主な実績</b></p> <p>・建設費（税込）</p> <table border="1" data-bbox="163 966 1018 1333"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">費用 (千円)</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> <tr> <th>一般会計</th> <th>企業会計</th> <th>国庫補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却施設</td> <td>6,068,051</td> <td>4,827,559</td> <td>0</td> <td>1,240,492</td> </tr> <tr> <td>発電施設</td> <td>2,283,000</td> <td>208,000</td> <td>1,378,197</td> <td>696,803</td> </tr> <tr> <td>新RDF貯蔵施設</td> <td>794,279</td> <td>625,011</td> <td>0</td> <td>169,268</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>9,145,330</td> <td>5,660,570</td> <td>1,378,197</td> <td>2,106,563</td> </tr> <tr> <td>用地</td> <td>1,176,200</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,176,200</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,321,530</td> <td>5,660,570</td> <td>1,378,197</td> <td>3,282,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>・RDF焼却・発電の実績</p> <table border="1" data-bbox="163 1375 854 1554"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RDF受入量</td> <td>752,764 RDFト</td> </tr> <tr> <td>発電電力量</td> <td>1,001,896,800 kWh</td> </tr> <tr> <td>供給電力量</td> <td>795,251,103 kWh</td> </tr> </tbody> </table> <p>・事業収支（税抜）[令和元年度決算時点]</p> <table border="1" data-bbox="163 1596 1018 1690"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>収益(千円)</th> <th>費用(千円)</th> <th>収支(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働期間(H14～R1)</td> <td>21,514,153</td> <td>24,595,226</td> <td>△3,081,073</td> </tr> </tbody> </table> <p>・撤去費（税込）[令和3年12月時点での契約額]</p> <table border="1" data-bbox="163 1732 934 1953"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>費用(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土壌調査費</td> <td>6,829</td> </tr> <tr> <td>撤去設計費</td> <td>24,938</td> </tr> <tr> <td>撤去工事費</td> <td>1,609,520</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,641,287</td> </tr> </tbody> </table>	項目	費用 (千円)	内訳			一般会計	企業会計	国庫補助金	焼却施設	6,068,051	4,827,559	0	1,240,492	発電施設	2,283,000	208,000	1,378,197	696,803	新RDF貯蔵施設	794,279	625,011	0	169,268	小計	9,145,330	5,660,570	1,378,197	2,106,563	用地	1,176,200	0	0	1,176,200	合計	10,321,530	5,660,570	1,378,197	3,282,763	項目	実績値	RDF受入量	752,764 RDFト	発電電力量	1,001,896,800 kWh	供給電力量	795,251,103 kWh	項目	収益(千円)	費用(千円)	収支(千円)	稼働期間(H14～R1)	21,514,153	24,595,226	△3,081,073	項目	費用(千円)	土壌調査費	6,829	撤去設計費	24,938	撤去工事費	1,609,520	合計	1,641,287	<p><b>1 事業構築</b></p> <p><b>(1) RDF発電構想（平成2年度～平成6年度）</b></p> <p>・大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会となり、廃棄物は増加の一途を辿りました。その多くが焼却処分されており、地球環境の保全の観点から、ごみをできる限り資源として活用する必要性がありました。</p> <p>・政府は、平成2年10月に「地球温暖化防止行動計画」を決定し、未利用エネルギーの有効活用を図ることや、廃棄物の焼却処理に伴う余熱の供給・発電を積極的に推進しました。</p> <p>・県内の14市町村・団体が、平成10年前後にごみ焼却施設の更新時期を迎えていました。</p> <p>・企業庁で、平成3年度からごみ焼却施設の余熱を利用した発電事業の検討を開始し、平成5年2月に「RDF発電構想」を公表しました。平成5年度から構想実現に向けて具体的な調査を行い、県環境局でも、市町村と調査検討を開始しました。</p> <p>・RDF発電所の建設候補地については、平成5年度に河芸町に立地の打診を行いました。賛同が得られず、新たな候補地として津市のサイエンスシティ計画敷地内等を検討しましたが、調整がつかず、平成6年9月、RDF発電所の立地計画は一時凍結となりました。</p> <p><b>(2) RDF化構想への転換（平成7年度～）</b></p> <p>・平成6年度までの「発電ありき」の構想から、未利用エネルギーの有効活用や環境負荷の低減など環境政策の課題を解決する有効な方策として、環境政策の中にRDF化および発電構想を「RDF化構想」として位置づけ、市町村とともに進めていくことを、平成7年5月に政策決定しました。</p> <p><b>(3) RDF焼却・発電事業の構築</b></p> <p>・平成7年8月、桑名広域清掃事業組合から県のRDF発電所の併設要望があったことを受け、平成8年2月に発電所を同組合が設置するRDF化施設に併設することを決定しました。</p> <p>・当初は、平成10年前後にごみ処理施設の更新時期を迎える5市4町5組合の参加を想定していましたが、発電所建設地の決定が遅れたため参画市町村が減少し、平成14年12月稼働時点では、3町4組合の26市町村の参加となりました。</p>	<p><b>2 RDF発電所の整備</b></p> <p>・公募型プロポーザル方式により事業者選定を行った結果、平成12年2月に富士電機(株)を受注予定者に決定しました。造成工事の完成の遅れにより、平成13年9月のRDF発電所の現地工事着手となり、平成14年11月に発電試験を開始し、平成14年12月1日にRDF発電所が稼働しました。</p> <p><b>3 RDF貯蔵槽爆発事故</b></p> <p>・RDF発電所稼働後の平成15年8月19日、RDF貯蔵槽が爆発して消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生しました。</p> <p><b>4 RDF処理委託料の推移</b></p> <p>・構想段階では、発電による売電収入で運営経費を賄うこととしており、市町村には処理費用は無料と説明していました。</p> <p>・しかし、事業環境の変化により売電収入だけでは全体の運営経費を賄うことができなくなり、処理委託料を徴収することとなりました。</p>  <table border="1"> <caption>RDF処理委託料（税抜）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>円/ト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>14</td><td>3,610</td></tr> <tr><td>15</td><td>3,630</td></tr> <tr><td>16</td><td>3,630</td></tr> <tr><td>17</td><td>3,630</td></tr> <tr><td>18</td><td>4,817</td></tr> <tr><td>19</td><td>4,817</td></tr> <tr><td>20</td><td>4,817</td></tr> <tr><td>21</td><td>5,378</td></tr> <tr><td>22</td><td>5,882</td></tr> <tr><td>23</td><td>6,721</td></tr> <tr><td>24</td><td>7,900</td></tr> <tr><td>25</td><td>6,500</td></tr> <tr><td>26</td><td>7,372</td></tr> <tr><td>27</td><td>8,244</td></tr> <tr><td>28</td><td>8,889</td></tr> <tr><td>29</td><td>14,145</td></tr> <tr><td>30</td><td>14,145</td></tr> <tr><td>31</td><td>14,145</td></tr> <tr><td>32</td><td>14,145</td></tr> </tbody> </table> <p><b>5 事業期間の決定</b></p> <p>・平成19年12月のRDF総務運営部会で、県から平成29年度以降、事業を行わないとの提案を行ったところ、市町からは不満が噴出しました。今後の対応を協議した結果、令和2年度末まで事業を継続することを決定しました。</p> <p>・桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成時期が早まることから、その対応を検討した結果、平成30年7月のRDF協議会総会で、令和元年9月を軸に新たなごみ処理体制に移行すること等が決議されました。</p> <p><b>6 RDF焼却・発電の終了</b></p> <p>・平成30年7月のRDF協議会総会決議を受けて、令和元年9月17日をもって、RDF発電所での焼却・発電は終了することとなりました。</p>	年度	円/ト	14	3,610	15	3,630	16	3,630	17	3,630	18	4,817	19	4,817	20	4,817	21	5,378	22	5,882	23	6,721	24	7,900	25	6,500	26	7,372	27	8,244	28	8,889	29	14,145	30	14,145	31	14,145	32	14,145	<p><b>1 事業構築面からの検証</b></p> <p>・県（企業庁）が事業主体となり当該事業を進めることで、一般廃棄物の処理責任を有する市町の業務に踏み込むことになり、一般廃棄物処理の役割について県と市町の間にあいまいな関係を生じさせてしまいました。また、事業収支の均衡が求められる企業庁と廃棄物行政を所管する環境生活部の役割分担の不明瞭さから、もたれあいの意識も存在していたことが考えられ、両部局を統括し、事業全体をマネジメントする仕組みが必要であったと考えられます。</p> <p>・当初無料としていた処理費用について、市町に負担を求めることとなったことは、電気事業法の改正やダイオキシン類特別対策が講じられるなどのRDF焼却・発電を取り巻く環境が大きく変化したとはいえ、県の将来見通しが甘かったといえます。</p> <p>・市町との合意形成については、市町との情報共有や理解を得るプロセスを経ていなかったことが、その後の県のRDF政策への不信感につながりました。</p> <p>・当初企業庁が提案した「発電ありき」の事業スキームが、環境行政として位置づけられた後も変わらず継続されていき、一般廃棄物処理に県が踏み込むにあたっての市町との責任分担、県庁内（企業庁と環境生活部）での役割分担、収支計画、合意形成プロセスなどの大事な部分の詰めに甘さがあり、未成熟のまま事業が進められていきました。本事業は、新しい処理方式を導入した全国的にも初めての事業であり、市町と一体となって進めていく事業でもあったことから、事業スキームの慎重な検討が必要であったにも関わらず、事業として持続可能なスキームを作ることができなかったことは大きな反省点です。</p>
項目			費用 (千円)	内訳																																																																																																							
	一般会計	企業会計		国庫補助金																																																																																																							
焼却施設	6,068,051	4,827,559	0	1,240,492																																																																																																							
発電施設	2,283,000	208,000	1,378,197	696,803																																																																																																							
新RDF貯蔵施設	794,279	625,011	0	169,268																																																																																																							
小計	9,145,330	5,660,570	1,378,197	2,106,563																																																																																																							
用地	1,176,200	0	0	1,176,200																																																																																																							
合計	10,321,530	5,660,570	1,378,197	3,282,763																																																																																																							
項目	実績値																																																																																																										
RDF受入量	752,764 RDFト																																																																																																										
発電電力量	1,001,896,800 kWh																																																																																																										
供給電力量	795,251,103 kWh																																																																																																										
項目	収益(千円)	費用(千円)	収支(千円)																																																																																																								
稼働期間(H14～R1)	21,514,153	24,595,226	△3,081,073																																																																																																								
項目	費用(千円)																																																																																																										
土壌調査費	6,829																																																																																																										
撤去設計費	24,938																																																																																																										
撤去工事費	1,609,520																																																																																																										
合計	1,641,287																																																																																																										
年度	円/ト																																																																																																										
14	3,610																																																																																																										
15	3,630																																																																																																										
16	3,630																																																																																																										
17	3,630																																																																																																										
18	4,817																																																																																																										
19	4,817																																																																																																										
20	4,817																																																																																																										
21	5,378																																																																																																										
22	5,882																																																																																																										
23	6,721																																																																																																										
24	7,900																																																																																																										
25	6,500																																																																																																										
26	7,372																																																																																																										
27	8,244																																																																																																										
28	8,889																																																																																																										
29	14,145																																																																																																										
30	14,145																																																																																																										
31	14,145																																																																																																										
32	14,145																																																																																																										



RDF焼却・発電事業の総括 中間報告書（原案）の概要

第3章 RDF焼却・発電事業の検証	第4章 RDF貯蔵槽爆発事故の発生と対応		
<p><b>2 事業経営面からの検証</b></p> <p>・構想段階では、売電収入によりRDF焼却・発電事業の経費を賄えるとしていましたが、電気事業法の改正により売電価格が低下したこと、ダイオキシン類規制強化により灰処理費用が増加したこと、RDF発電所の建設地決定の遅れによる参加市町村の減少に伴いスケールメリットを生かせなかったこと等により、事業収支は開始当初から赤字となりました。また、RDF貯蔵槽爆発事故後は、RDFの品質管理体制の充実や現地職員の増員など、体制の拡充によってコストが増加することとなりました。</p> <p>・平成24年11月からは再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の適用を受け、売電収入が増加しましたが、収支が均衡するまでには至らず、稼働が終了した令和元年度時点でRDF焼却・発電事業の累積欠損金は約31億円となりました。</p> <p>・平成7年以降、電気事業制度について数度にわたり改革が行われ総括原価方式での売電が無くなる一方、廃棄物発電を含む再生可能エネルギーの導入促進も図られ、これらの影響から売電価格が大きく変動し、事業収支も大きな影響を受けることとなりました。</p> <p>・市町における新たなごみ処理施設の建設やごみ処理方式の変更には10年以上の期間を要する場合も多くあり、構想段階から計画・実施へ移行する際には、経営上のリスクに対して、どのように対応するのかを検討した上で、慎重な判断を行うべきでした。</p> <p><b>3 環境政策面からの検証</b></p> <p>・RDF化方式によるごみ処理のトータルコストは、焼却方式に比べて、約1.7倍となりましたが、RDF化構想時のねらいであった未利用エネルギーの有効活用、ダイオキシン類の削減、環境負荷の低減、資源循環型社会の構築および廃棄物処理施設の立地対策については、一定の成果が認められました。</p>	<p><b>1 爆発事故の発生とその後の経緯</b></p> <p>・RDF発電所稼働後の平成14年12月23日に、RDF貯蔵槽内のRDFが発熱・発火し、平成15年2月8日頃に鎮火されるという火災事故が発生し（以下、この火災事故を「第1次火災事故」という。）、次いで、同年7月20日以降にも、RDF貯蔵槽内のRDFが発熱・発火し、同年8月19日には、RDF貯蔵槽が爆発して消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生しました。（以下、この火災・爆発事故を「第2次火災・爆発事故」という。）</p> <p>・第2次火災・爆発事故発生後に直ちにRDF発電所の運転を停止し、「ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会」での事故の背景や原因の調査報告などをふまえ、維持管理体制の見直し、施設の総点検および安全運転のための改修、RDFの品質管理の徹底、危機管理マニュアルの整備などの安全対策を行いました。</p> <p>・なお、平成18年6月に富士電機㈱に対し、損害賠償額の支払いを求める訴え（以下「RDF訴訟」という。）を提起し、平成27年4月に判決が確定しました。</p> <p><b>2 事故の要因</b></p> <p>・RDF訴訟の判決において、以下の項目がRDF貯蔵槽火災・爆発事故発生の大きな要因と判断されました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①RDF貯蔵槽の設計不備</li> <li>②RDFの性状不良</li> <li>③RDFの大量保管</li> <li>④第1次火災事故後の不十分な再発防止の取組</li> </ol> <p><b>3 検証</b></p> <p><b>（1）RDF貯蔵槽の設計不備</b></p> <p>・平成5年度から7年度にかけて実施したNEDO調査報告書の長期貯留試験の結果を真摯に検討すれば、大量のRDFを長期間貯蔵する際に、発酵発熱を呈する可能性がないと評価できるような試験結果であったとは認められないものでした。したがって、RDF貯蔵設備の実機的设计・施工にあたっては、これらのことを十分にふまえ、受注者である富士電機(株)が対応する必要がある、企業庁もこれを指示するべきでした。</p> <p>・RDF焼却・発電事業に取り組むのは全国的に見て初めてのことであることから、RDFの自然発火性を含め、性状の標準化が十分になされていない時点での事業化は、より慎重に安全性を見極めてから行うべきでした。</p>	<p>・プロポーザル方式による性能発注方式では、設計と施工が同一事業者により実施され、事前に価格が決定していることから、受注者は工事コストを極力削減するような設計を行う可能性も考えられます。これが過度になる場合は、品質の低下（契約の要求性能未達成）や安全性の低下等につながる設計が行われるおそれがあり、発注者はこれを防止する必要がありましたが、企業庁が行った安全性の確認は不十分なものでした。また、受注者を選定するにあたっては、発注者の行う技術審査の重要な目的として、安全性の確保に十分配慮した審査を行うべきでした。</p> <p><b>（2）RDFの性状不良</b></p> <p>・企業庁は、搬入されるRDFの性状について関係市町等と協議を進めてきましたが、発電所の稼働当初、関係市町等が製造するRDFの性状は性状不良のものが多く含まれていました。RDFの受入基準や搬入されるRDFが基準を満たさない場合の処置等について、稼働開始時から関係市町等と緊密な連携を取ったうえで、定めておくべきでした。</p> <p><b>（3）RDFの大量保管</b></p> <p>・ダイオキシン類の排出に対する規制強化への対応から、平成14年12月1日に発電所を稼働してRDFを受け入れる必要がありましたが、十分な試験調整・試運転の期間が確保できなかっただけでなく、稼働開始直後はボイラ1台運転であり、施設トラブル等でRDFの処理が滞ることとなりました。</p> <p>・RDFの大量保管は第2次火災・爆発事故発生時点でも解消されておらず、発注者として事業全体の進捗管理に問題があったと考えています。また、RDF発電所のトラブルによる長期停止など、不測の事態に備え対応策を事前に検討すべきでした。</p> <p><b>（4）第1次火災事故後の不十分な再発防止の取組</b></p> <p>・第1次火災事故後には、RDFに発熱発火の危険性や貯蔵槽の監視設備や防災設備に不備があることは明らかとなっており、設備改修およびRDF搬入量調整等の再発防止策について、発注者として、また施設の設置者として果たすべき責務を、企業庁が十分に果たしていませんでした。</p> <p>・RDFの大量保管を解消するとともに、第1次火災事故の原因究明に基づく施設改修を行い、安全・安定的な施設の稼働を実現することが最も重要であったにも関わらず、日々、搬入されるRDFの処理に対応する中で、安全に対する優先順位が相対的に低下していったことは、重大な判断の誤りでした。</p>	<p><b>（5）事故につながった背景</b></p> <p>・企業庁が情報開示に積極的でなかったことについては、裁判所から厳しい判断が示されました。</p> <p>・事故の状況等について積極的に情報を提供することにより、関係者等の理解を得る努力をすべきでした。そして、そこで頂いたさまざまな意見をふまえて適切な事業運営につなげていくべきでした。</p> <p><b>4 貯蔵槽爆発事故後の対応</b></p> <p><b>（1）市町のごみ処理への対応</b></p> <p>・関係市町から日々発生するごみ処理に対応するため、「市町村ごみ処理対策本部」を設置し、発生量、保管料などの情報把握、受入体制の確保、調整を行いました。</p> <p>・その中で、関係市町に近隣の市町でのごみ処理や稼働停止していた施設の再稼働を強いることとなりました。</p> <p><b>（2）体制整備</b></p> <p>・人員の配置や品質管理など体制が不十分であったことを反省し、事故後は体制の拡充を行いました。</p> <p><b>（3）三重ごみ固形燃料発電所危機管理マニュアルの整備</b></p> <p>・稼働時に制定した三重ごみ固形燃料発電所保安規程に加え、危機管理マニュアルを整備しました。</p> <p><b>（4）RDFの性状改善</b></p> <p>・「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」を制定し、同規程に基づきRDFの品質管理を行いました。</p> <p><b>（5）三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議の設置</b></p> <p>・発電所の安全確保および環境保全に資するため、平成16年3月31日に、学識経験者、地域住民、消防、市町村および県で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」を設置しました。</p> <p><b>（6）新RDF貯蔵施設の整備</b></p> <p>・年間を通して安定的にRDFを処理するために、三重県が設置した「三重ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会」の最終報告書、経済産業省原子力安全・保安院の「ごみ固形燃料発電所事故調査ワーキンググループ報告書」等における発熱・発火・爆発のメカニズムや事故原因の推定についての報告をふまえた新RDF貯蔵施設の整備を平成17年3月から進め、平成18年8月29日から運用を開始しました。</p>

RDF焼却・発電事業の総括 中間報告書（原案）の概要

第5章 事業の総括

平成15年8月19日にRDF貯蔵槽が爆発し、消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生したことは、痛恨の極みであり、この痛ましい事故が発生した事実を決して風化させることなく、事故の反省と教訓を、今後の施策推進に生かしていかなければなりません。

この爆発事故は、さまざまな場面において安全性を重視する意識の欠如が原因で発生したものでした。

RDFの性状については、当初からRDFの受入基準等を定めておくべきであり、事業者の選定にあたっては、安全性の確保を重要な目的として、技術審査を行うべきでした。また、事業の進捗が遅れる中、平成14年12月1日のRDF発電所の稼働日にこだわり、十分な試験調整・試運転期間を確保せず、トラブルの頻発によりRDFの大量保管が発生してしまいました。

最も問題があったのは、第一次火災事故後の対応でした。第一次火災事故後の原因調査の実施、再発防止策の実行、設備改修およびRDF搬入量調整等は、安全性を確保するための重要事項であったにもかかわらず、その優先順位を相対的に低下させてしまったことは、施設の設置者としての重大な判断の誤りでした。

事業構築や事業運営をしていく中では、県が市町に事業への参画を呼び掛ける場面において、市町は県の説明内容等を判断材料とし、環境政策上の観点や地域の実情をふまえ、参画の可否を総合的に判断する必要がありますが、本事業においては、県の提示した情報が結果として一部正確性を欠くものでした。

特に、構想段階では無料としていた処理委託料が、運用開始時点から有料となり、さらには年々上昇していくこととなるなど、市町にとっては大きな財政負担となりました。県においても、本事業の累積欠損金は、稼働が終了した令和元年度時点で約31億円にまで膨らむこととなりました。

さらに、市町、企業庁、県環境生活部での役割分担、合意形成プロセスなどの重要な部分において詰めに甘さがあり、未成熟のまま事業が進められていった結果、事業を続けていくことが困難となりました。県が、事業として持続可能なスキームを作ることができなかったことは、大きな反省点です。

環境政策面を検証する中で、RDF化方式によるごみ処理のトータルコストは、焼却方式によるものと比べて約1.7倍となりましたが、ごみの持つ未利用エネルギーの活用や、当時大きな問題となっていたダイオキシン類への対策が進むなど、一定の成果が認められました。

また、本事業においては、ごみの有効活用に力点がおかれ、ごみの発生抑制や再使用・再生利用といった視点が十分でなかったことをふまえ、県は、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現をめざし、平成17年3月に「ごみゼロ社会実現プラン」を策定し、その後、ごみゼロ社会の実現に向けた施策と併せて、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」を新たに策定しました。

県は、今回の数々の反省と教訓を生かし、今後、県として施策を推進していく際には、まずは「安全」を全ての判断基準の根底に位置づけ、「安全」を最優先とする取組を進めていきます。

また、市町をはじめとした多様な主体とのパートナーシップを強化し、循環型社会の実現に向け、これまでの3R（Reduce、Reuse、Recycle）にRenewable（再生可能資源への代替）を加えた廃棄物の「3R+R」の促進および廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組んでいきます。

これらの取組をふまえ、温室効果ガスの削減などを通じて、地域資源を最大限活用し自律分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」の構築に向けた取組を進めていきます。

参考資料（中間報告案で添付予定）

- 1 RDF焼却・発電事業に対する市町等の意見（令和2年度）
- 2 RDF焼却・発電事業の経緯
- 3 RDF焼却・発電事業の実績
- 4 ごみ固形燃料発電所事故調査最終報告書
- 5 RDF貯蔵槽爆発事故の主な経緯及および損害賠償請求訴訟の主要な争点に関する裁判所の判断
- 6 三重県議会でのRDF関連の発言
  - ・本会議での発言
  - ・RDF貯蔵槽事故調査特別委員会での発言
- 7 市町等からの要望書（平成6年度～令和元年度）



## ＜関係市町等からの主な意見＞

関係市町等にRDF焼却・発電事業に対する意見照会を行い、頂いた意見を以下のとおりまとめました。

なお、頂いた意見は自由記載であり、関係市町等に確認のうえ同じ趣旨のものを取りまとめています。

カテゴリー	主な意見	団体数	本冊 参照頁
事業構築	(1) 事業構築段階で示された環境政策の狙いは賛同できるものであった。	17	P12
	(2) 費用負担について、当初の説明と異なったことは大きな問題である。	17	P36
処理委託料	(3) RDF 処理委託料の増加は財政を圧迫した。	10	P36
	(4) RDF 処理委託料の増加は、やむを得ない部分もあった。	8	P24
	(5) RDF 処理委託料に関する県の事前検討が甘かった。	9	P36
	(6) RDF 処理委託料の増加は、事業の継続のために市町は合意するしかなく、県に押し付けられたと感じる。	8	P36
	(7) 輸送費に関する各製造団体間の格差について取り上げられなかったことは、県の対応に問題があった。	4	P36
事業期間	(8) 本事業が 15 年間のモデル事業であると事業構築段階で説明があれば、参画への判断は変わった可能性がある。	5	P29
	(9) 事業期間について、事業構築段階から慎重な議論が必要であった。	6	P36
	(10) 平成 19 年度の一時的な事業終了の提案は RDF 参画市町等に対して配慮が欠けている。	10	P36
	(11) 市町が事業継続を求め県と合意形成が出来たことで、ポスト RDF に対する検討期間を延長することが出来たことは評価できる。	5	P29
事業終了に向けた 取組・対応	(12) RDF 化施設の解体等へ県の更なる支援(補助)を要望する。	9	—
	(13) 「ポスト RDF に向けた施設整備等補助金」の終期を延長するよう要望する。	1	—
RDF 貯蔵 槽爆発事故	(14) 爆発事故によりごみ処理が滞ったため、大変な労力を要した。	5	P63
	(15) 爆発事故後の処理先を早急に確保し、処理費用の増額分については県で負担したことは評価する。	9	P63
	(16) 爆発事故の要因として、爆発事故前の発熱・発火事故等のトラブルに対する原因究明と対策が不十分であった。	12	P61
	(17) 爆発事故の要因として、県やプラントメーカー及び RDF 製造団体共に、RDF の経験が乏しく、RDF に対する知識不足があった。	4	P51
	(18) 焼却・発電施設が長期に停止した場合の対応策を事前に検討しておく必要があった。	2	P57

環境対策としての取組	(19) 環境対策として一定の効果があつた。	13	P46
	(20) RDF 化施設は焼却施設に比べて、立地を容易にした。	8	P44
	(21) RDF 製造に要した灯油や電力量、運搬のための燃料を含めた環境負荷は少なくなかつた。	6	P43
	(22) 焼却・発電所の設置場所では（焼却や運搬に伴う）環境負荷が生じた。	3	P41
	(23) RDF 製造のためのごみの分別が習慣化し、リサイクルの促進につながつた。	10	P43
	(24) 広域化の促進につながつた。	5	P41
その他	(25) 今後、技術的に確立されていない事業への取組には、十分な安全確保を要望する。	1	—
	(26) 本事業は完全に失敗に終わった。	1	—
	(27) 跡地については地元市町と十分協議が必要である。	1	—
	(28) 跡地については脱炭素関連の施策への活用を要望する。	1	—
	(29) 安全祈念碑について、遺族側の意見を十分に反映し、県が永代に渡り責任感を持って管理していただきたい。	1	—

関係市町等：桑名広域清掃事業組合、桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町、伊賀市、香肌奥伊勢資源化広域連合、多気町、大台町、大紀町、紀北町、南牟婁清掃施設組合、御浜町、熊野市、紀宝町、志摩市、松阪市の計 17 団体

## 6 産業廃棄物の監視・指導における新たな技術の活用等について

### 1 現状

産業廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たず、建設系廃棄物の割合が高い状況が続いています。令和3年度（11月末現在）に新たに確認された不法投棄件数は18件（961トン）であり、昨年同時期に比べて件数は減少し、投棄量が増加している状況となっています。

なお、令和3年度に新たに発覚した18事案のうち10件が建設系廃棄物の不法投棄です。

表1 新たに確認された不法投棄事案の推移

(単位：件、(数量トン))

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度※
確認事案数	41(2,462)	48(468)	41(438)	58(831)	40(792)	18(961)
【10トン以上事案】	【12(2,420)】	【13(378)】	【12(398)】	【13(693)】	【8(744)】	【7(932)】
うち建設系廃棄物	29(2,215)	39(422)	30(425)	39(814)	28(780)	10(949)
【10トン以上事案】	【11(2,410)】	【12(337)】	【12(398)】	【13(693)】	【8(744)】	【7(932)】

※R3年度は4月から11月末までの集計

### 2 報告内容

#### (1) 悪質な事案への対応と関係機関等との連携

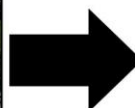
##### ①新たな技術の活用

監視カメラは不法投棄等不適正処理への抑止効果が高く、また情報収集能力も高いことから、本県では、積極的に監視カメラを活用しています。現在運用中の監視カメラは、100メートル程度の遠方から撮影が可能であり、かつ県庁の執務室からの遠隔操作が可能となっています。

本年度は、外出先からもスマートフォンによる遠隔操作や映像の確認ができる最新機種を新たに3台導入し、資器材の充実と運用の改善を図っているところです。



通報場所付近の山林にカメラを設置し、  
県庁の執務室から監視している状況



ズーム



投棄車両をズームアップし、行為を撮影、車両ナンバーを特定

写真1 監視カメラの画像

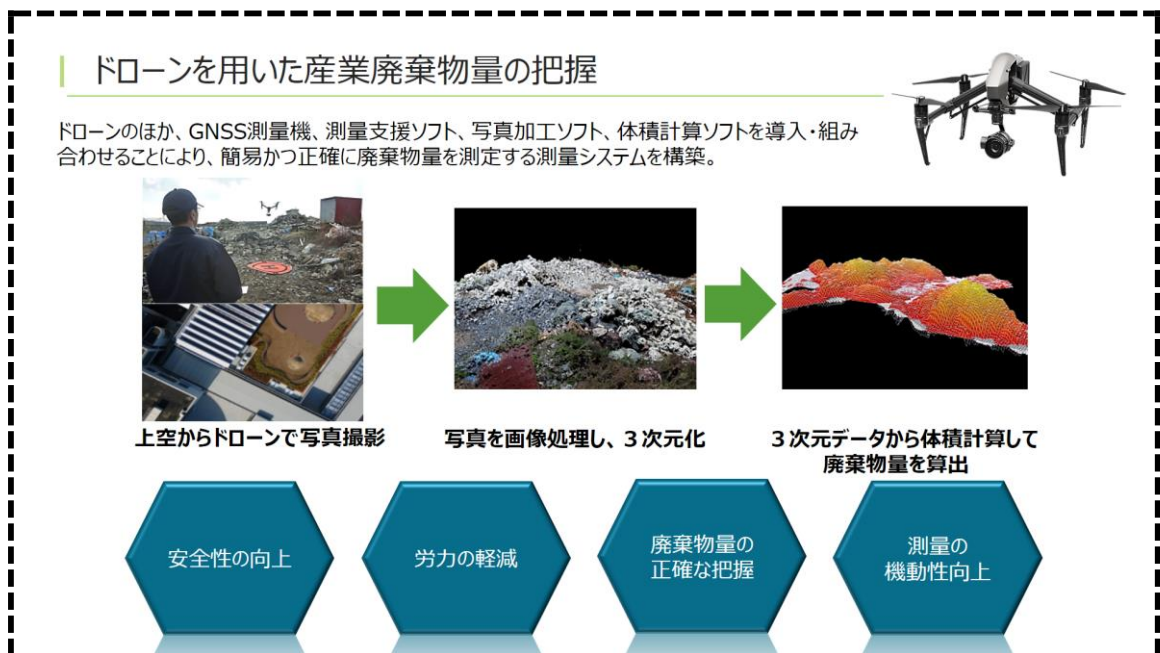
また、不法投棄や不適正保管事案に対して行政指導・行政処分、刑事告発を行う場合には、事案の全体像の把握と合わせて投棄等された廃棄物量を正確に把握する必要があることから、平成 29 年度からドローンを導入し主に不法投棄や不適正保管事案における状況把握や廃棄物の測量に活用しています。

ドローンを使用することにより測量作業が軽減され、導入前に比べて年間の測量回数は 2 から 3 倍に増加しています。測量結果に基づき行為者への的確な指導等につながっていること、測量時間が軽減されたことで、他の不適正処理事案への対応に人的資源を回すことが可能となっています。

本年度は、軽量かつスマートフォンで操作が可能な小型のドローンを 4 台導入し、日常の立入検査や突発的な事案における実態把握等の際に積極的に活用することで監視・指導能力の向上につなげています。

表 2 ドローン導入の効果

	通常測量	ドローン測量
時間、人数	4 時間、10 人	1 時間、3 人
データ処理	12 時間	2 時間
作業量	52 時間・人 (4×10+12)	5 時間・人 (1×3+2)
精度	精度が形状に依存しやすく、歪な形状の場合、精度が低い。	測量誤差は数 cm 程度で精度が高い。
再現性	測量毎に測定点の設定が必要で、測定誤差が生じやすい。	位置情報を記憶していることから再現性が高い。
写真撮影	地上からの撮影では全体像の把握は困難。部分的変化が把握できない。	上空から撮影するため、全景を含め、細部まで把握が可能である。
安全性	撮影、測量のために危険箇所への立入が必要。	危険箇所に入らなくても、撮影、測量が可能。
業務効率の向上性	測量に人と時間がかかるため、行政処分や告発の必要がある重要案件が優先される。	短時間で正確な測量ができるため、より多くの案件へ対応可能。 <u>廃棄物量の経時変化を把握可能。</u>



本県では、過去の指導履歴等の情報をデータベース化することにより迅速・的確な対応を図る目的で、平成19年度に「産業廃棄物監視・指導支援システム」を構築し運用しています。令和2年度に大きな改修を行い、指導現場等からインターネット経由で直接システムにアクセスできる機能を追加しました。これにより、指導現場等から許可の取得状況や指導履歴の有無の確認ができるようになり現場での的確な指導につながっています。加えて、指導履歴や写真等の印刷物を持参する必要がなくなるなどの効果も生まれています。

また、民間事業者と「不法投棄等の情報提供に関する協定」を結ぶなど多様な主体と連携した不法投棄等の防止に向けた取組を行っているところですが、その一環として“廃棄物ダイヤル110番”“廃棄物ファックス110番”“廃棄物メール110番”の専用回線を開設し、不法投棄などの情報提供を受けることにより早期発見等につなげています。

本年度新たに、外部からインターネット経由でシステムにアクセスできる機能を生かして、位置情報や写真を添付したうえで現場からの通報を可能とした“廃棄物スマホ110番”を追加導入しました。

本年10月から、前述の通報協定事業者と試験運用を開始したところであり、今後、新たな通報ツールとして活用していきます。



写真2 “廃棄物スマホ110番”のスマートフォン画面

## ②関係機関との連携

野外焼却や不法投棄等の情報提供があった場合には、必要に応じて警察へ連絡を行い行為者等へ指導を行っています。警察から廃棄物に関する情報提供を受けた場合においても迅速に現場確認を行うなど連携して取り組んでいます。

こうした取組により、令和2年1月に警察からの情報提供に基づき調査や指導等を行ってきた不法投棄事案において、本年9月以降、行為者による廃棄物の撤去が完了するとともに、建設業法違反および廃棄物処理法違反で行為者の逮捕に至りました。また、本年2月には協力して不法投棄事案の監視を実施し、職員が不法投棄行為者を現行犯逮捕し、警察に引き渡すなど連携を強化しています。



## (2) 建設系廃棄物対策

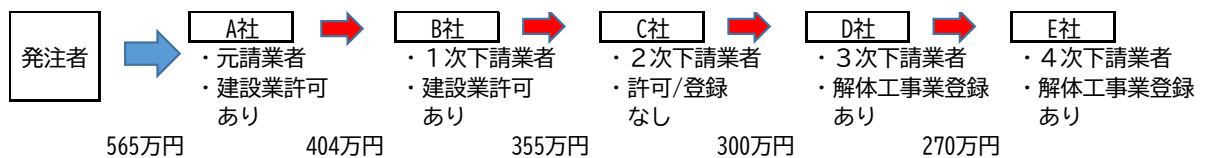
### 排出事業者（元請業者）責任の徹底

解体工事には廃棄物処理法のほか建設業法等による規制がなされていることから、不法投棄問題の解決を図るうえにおいても、解体工事の発注から解体後の廃棄物処理までの一連の工程において各法令が遵守されることや業界団体とも連携した取組が重要と考えています。

こうした考えに基づき、建設業法等を所管する県土整備部3課（建設業課、建築開発課、技術管理課）、大気汚染防止法（アスベスト規制など）を所管する環境生活部大気・水環境課、労働安全衛生法を所管する三重労働局に加え、関係業界団体も構成員とした「解体工事に係る連絡調整会議」を本年度新たに設置し、10月1日に第1回会議を開催しました。

この会議では、県内の不法投棄の件数・投棄量の大部分を建設系廃棄物が占めていること、解体工事が重層的な構造のものも行われている実態や当課が抱える課題等を共有し、その対策等について意見交換を行いました。

また、本年6月には、元請業者として行った解体工事で発生した建設系廃棄物の不適正保管を行っていた事業者に対して、廃棄物処理法に基づく改善命令を発出しました。



※ A社以降は解体工事と廃棄物処理（運搬・処分）を下請業者に一括して「丸投げ」した事案。産業廃棄物収集運搬業の許可を有していたA社、D社及びE社に対して廃掃法に基づく行政処分、B社及びC社には行政指導を実施。

※ 廃棄物処分業の許可を有していない者に処分を委託した「委託基準違反」、処分業の許可がないにもかかわらず処分を受託した「受託基準違反」等を問うた事案。

図1 解体工事の重層的構造（会議資料の一部を抜粋・加工）

## 3 今後の予定

### (1) 悪質な事案への対応と関係機関等との連携

スマートフォンを活用した通報システムについては、通報協定事業者との試験運用を通して明らかになった課題を整理しつつ、令和4年1月からは「産業廃棄物にかかる立入検査証」を交付している市町職員に使用していただくなど、順次その運用範囲を拡大していく予定です。引き続き、さらなる効率的・効果的な監視方法を確認するため、監視用途としてのドローンの活用など、ICTの積極的な導入を含めたDXの検討を進めていきます。

加えて、悪質な事案に対しては、関係機関と連携して厳正な対応を行い、より一層の未然防止と早期発見・早期是正に努めます。

### (2) 建設系廃棄物対策

解体工事に係る連絡調整会議については、今後も定期的開催していく予定です。また、令和4年2月には県内3か所（計4回）で、解体工事に関係する事業者を対象に、大気・水環境課、建設業課、警察および業界団体と協力し、解体工事に関係する法令に係る研修会を開催します。今後も県土整備部等の関係機関や業界団体と協力して建設系廃棄物対策に取り組んでいきます。

## 7 各種審議会等の審議状況について

(令和3年10月6日～令和3年11月21日)

## 1 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	令和3年10月29日
3 委員	会長 梅村 光久 委員 二井 睦 他10名
4 諮問事項	各種学校の廃止認可について 他3件
5 調査審議結果	各種学校の廃止認可等について審議され、4件全て「認可することに異議はない」と答申された。
6 備考	次回開催日：令和4年3月頃（予定）

## 2 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和3年10月29日
3 委員	会長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委員 大川 暢彦 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和3年度事業の進捗状況を説明し、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和4年3月11日

## 3 三重県環境審議会 水質部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水質部会
2 開催年月日	令和3年10月28日（対面、WEBハイブリット開催）
3 委員	部会長 千葉 賢 部会長代理 松田 治 委員 金子 聡、城田 祐介
4 諮問事項	第9次水質総量削減に係る総量削減計画および総量規制基準の検討について
5 調査審議結果	令和6年度を目標年度とする第9次水質総量削減に係る三重県の総量削減計画および総量規制基準の策定にあたり、その内容について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年2月頃

## 4 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会第3部会
2 開催年月日	令和3年11月10日
3 委員	部会長 小林 慶太郎 副部会長 上山 千秋 委員 小川 眞里子 他2名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和3年度中間評価（案）について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和3年11月22日（第2部会） 令和3年12月13日（第1部会）

## 5 みえ県民交流センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	みえ県民交流センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和3年10月7日、20日
3 委員	委員長 青木 雅生 副委員長 先浦 宏紀 委員 秋山 則子 他2名
4 諮問事項	みえ県民交流センター指定管理者の選定について
5 調査審議結果	みえ県民交流センター指定管理者申請団体のヒアリング審査、指定管理候補者の候補者選定が行われた。
6 備考	次回開催日：なし

## 6 三重県指定特定非営利活動法人審査委員会

1 審議会等の名称	三重県指定特定非営利活動法人審査委員会
2 開催年月日	令和3年11月12日
3 委員	委員長 青木 雅生 副委員長 先浦 宏紀 委員 若林 千枝子 他2名
4 諮問事項	指定特定非営利活動法人の指定について
5 調査審議結果	指定特定非営利活動法人の指定申出について審議され、「指定の基準に適合すると認めるのが相当である」と答申された。
6 備考	次回開催日：未定